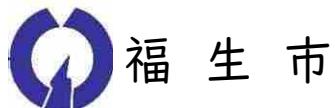


福生市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画（第9期）

令和6年度～令和8年度

答申案

令和6年3月



目 次

第Ⅰ部 総論	1
第Ⅰ章 計画策定の背景と趣旨	3
1 計画策定の背景	3
2 計画の目的と位置付け	4
3 計画の期間	5
4 計画の策定過程	5
第Ⅱ章 福生市の高齢者を取り巻く現状	6
1 高齢者の現状	6
2 要介護・要支援認定者（第Ⅰ号被保険者のみ）の状況	10
3 介護保険制度における認知症者の状況	11
4 高齢者生活実態調査の概要	12
第Ⅲ章 計画の基本的考え方	23
1 本計画改正の主なポイント	23
2 計画の基本理念・基本方針	28
3 計画の基本視点	29
4 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた方向性	30
第Ⅱ部 高齢者福祉計画 介護保険事業計画	33
第Ⅰ章 施策の体系	35
第Ⅱ章 高齢者福祉計画	38
1 基本方針Ⅰ いきいきとすこやかに、自分らしく地域で過ごす	38
2 基本方針Ⅱ 地域で安心した生活を送る	42
3 基本方針Ⅲ 認知症と共に生きる地域に向けて	48
4 基本方針Ⅳ 地域で支えあう介護の実現	54
第Ⅲ章 介護保険事業計画	62
1 介護保険事業の体系	63
2 介護保険事業の利用状況	63
3 介護サービスの展開	75
4 第Ⅰ号被保険者（65歳以上）介護保険料の見込み	106
第Ⅳ章 計画の総合的な推進体制と進行管理	121
1 計画推進の体制	121
2 計画の進行管理	121

第3部 資料	123
用語解説	125

第 1 部 総論

I 計画策定の背景

わが国の高齢者人口（65歳以上の人口）は近年一貫して増加を続けており、令和2（2020）年の国勢調査では高齢化率は28.8%となっています。また、令和7（2025）年にはいわゆる団塊世代が75歳以上となり、国民の5人に1人が後期高齢者となることが見込まれます。全国で見れば、65歳以上人口は令和22（2040）年を超えるまで、75歳以上人口は令和37（2055）年まで増加傾向が続きます。そして要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は令和17（2035）年頃まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、令和42（2060）年頃まで増加傾向が続くことが見込まれます。

一方で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれています。今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを越える地域もあるなど、人口構成の変化や介護ニーズ等の動向は地域ごとに異なります。こうした地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るために具体的な取組内容や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要です。

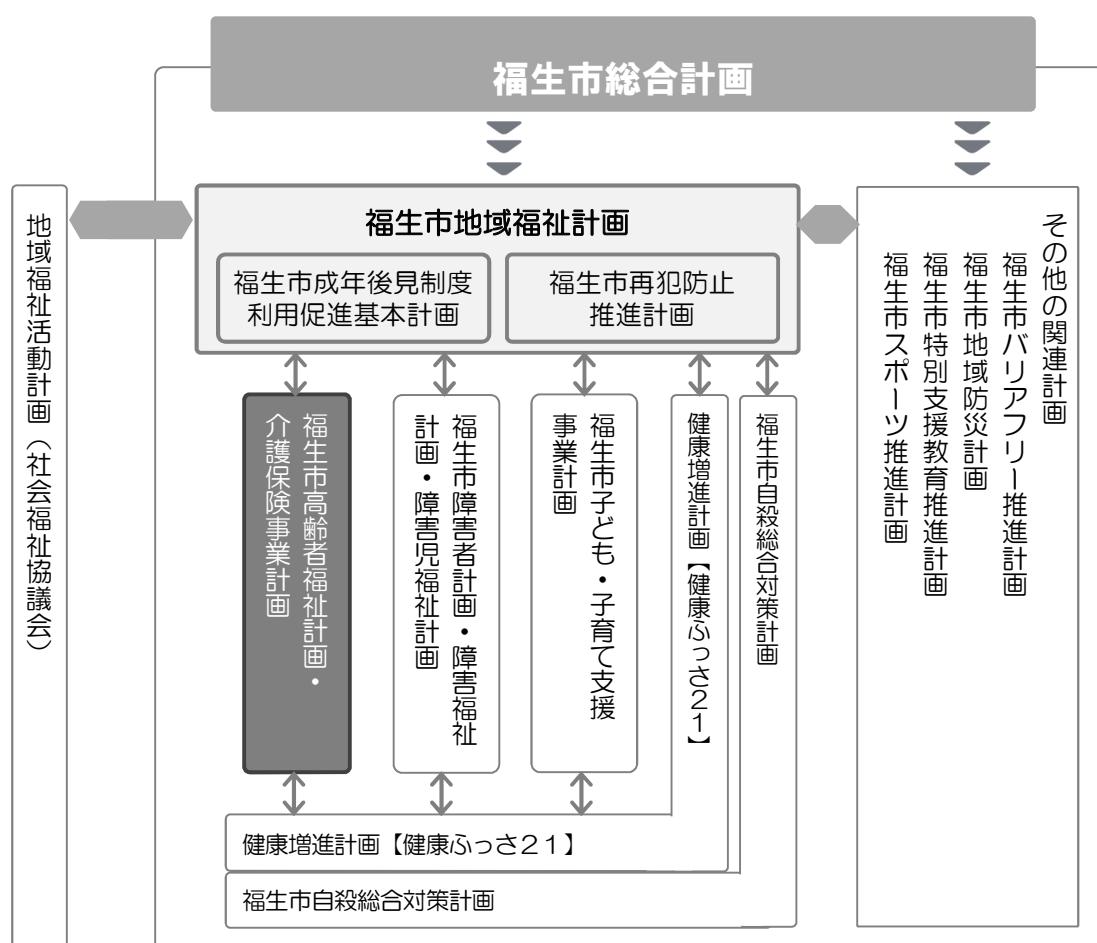
また、高齢単身世帯や85歳以上人口が増加する中で、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加しており、医療・介護の連携の必要性が高まっています。

本市では、令和3年3月に策定した「福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第8期）」において、基本理念である「住み慣れた地域で、安心して、心豊かに生活するために～地域包括ケアシステムの推進～」の実現に向け、地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に向けた取組を行ってまいりました。このたび計画期間が満了することから、国の第9期計画の基本指針に基づき、急速な高齢化に伴う、単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加など、高齢者を取り巻く様々な課題等を踏まえ、「福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）」の策定を進めました。

2 計画の目的と位置付け

本計画の高齢者福祉計画は老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」に位置付けられ、介護保険事業計画は介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」に位置付けられます。高齢者福祉計画には、介護保険事業計画が内包され、両計画は一体的な計画として策定しています。

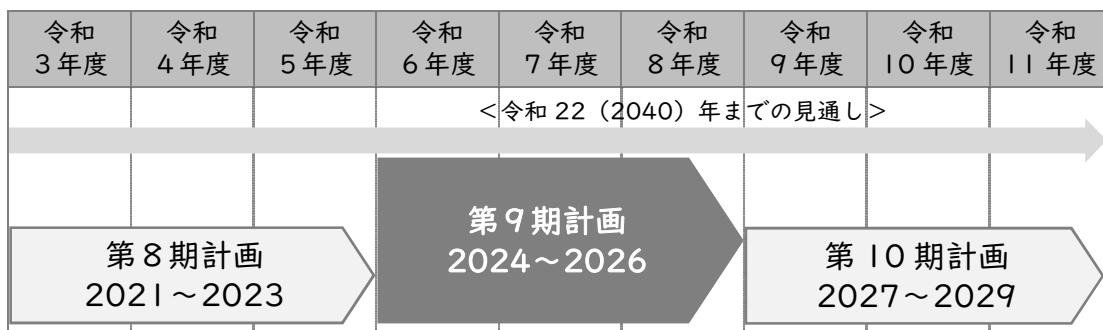
- ◇『福生市総合計画』の主要計画として策定します。
- ◇そのほか、『福生市地域福祉計画』など、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。
- ◇この計画は、団塊の世代が75歳となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が65歳となる令和22（2040）年のサービス水準や給付費、保険料水準を見据え、中長期的な視点に立ち施策の方向性を定めるものです。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間ですが、令和22（2040）年を見据えたサービス・給付・保険料の水準を推計し、施策の展開を図ります。

【計画期間】



4 計画の策定過程

計画の策定に当たり、高齢者の生活状況、介護サービスの需要等を把握するため、令和4（2022）年度に65歳以上の市民の方を対象とした高齢者生活実態調査を実施しました。

計画の基本的な考え方、内容等については、福生市地域福祉推進委員会に諮問し、前述の調査結果、パブリックコメントを基に、7回にわたる福生市地域福祉推進委員会を経て出された答申を踏まえ、本計画は策定されました。

第2章 福生市の高齢者を取り巻く現状

I 高齢者の現状

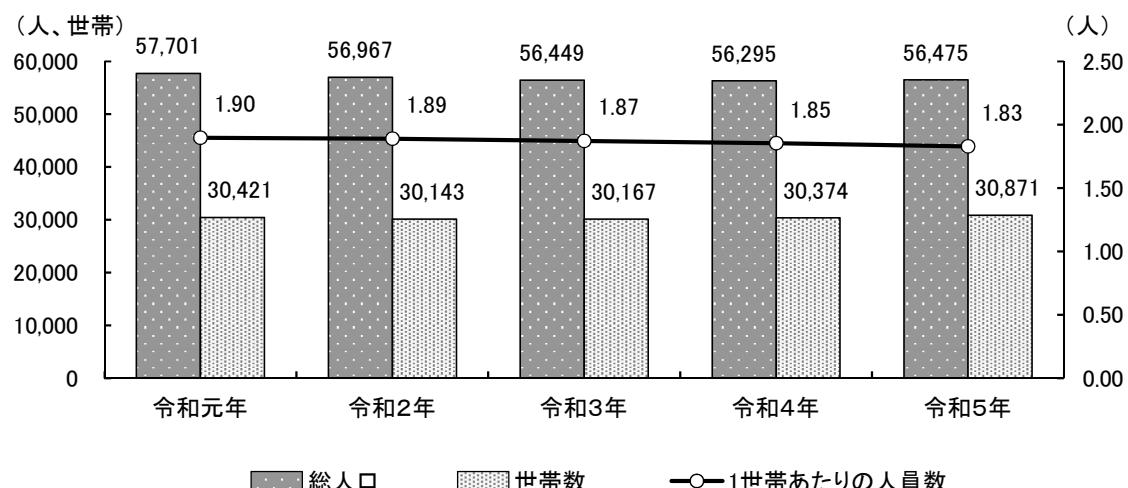
(1) 総人口と世帯数

福生市の総人口、1世帯当たりの人員数は減少し続けています。令和5(2023)年10月1日現在の総人口は56,475人となっており、世帯数は30,871世帯となっています。1世帯当たりの人員数は1.83人と年々減少しています。

【総人口と世帯数の推移】

区分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
0~39歳	22,551人	21,801人	21,250人	20,984人	21,205人
40~64歳	20,114人	19,942人	19,796人	19,819人	19,702人
65歳以上	15,036人	15,224人	15,403人	15,492人	15,568人
総人口	57,701人	56,967人	56,449人	56,295人	56,475人
世帯数	30,421世帯	30,143世帯	30,167世帯	30,374世帯	30,871世帯

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

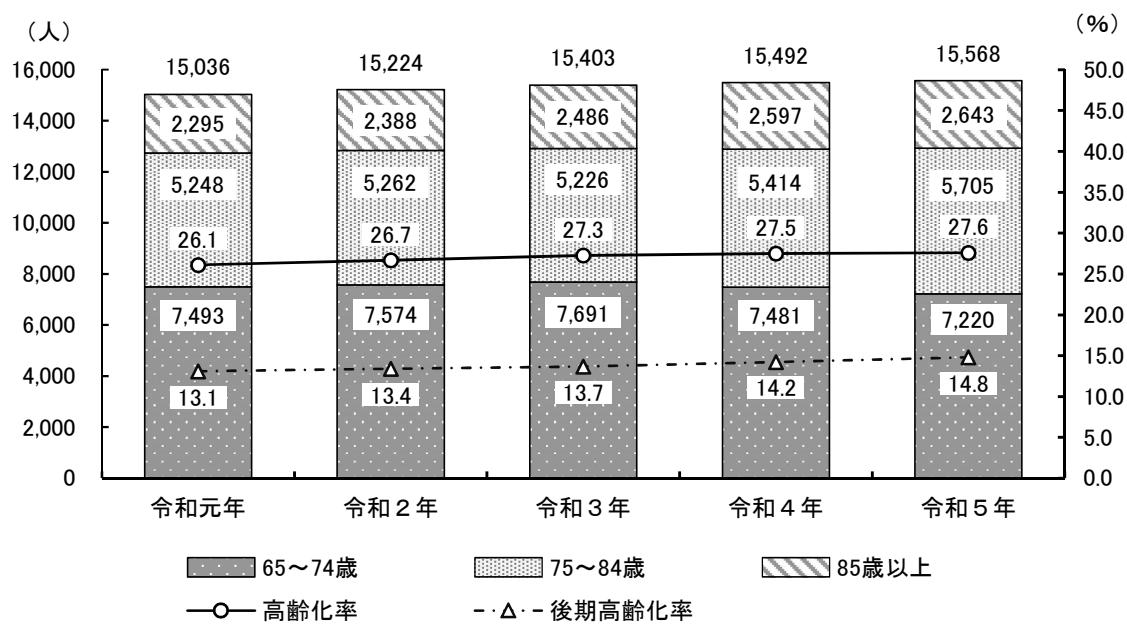
(2) 高齢者人口の推移

高齢者人口は年々増加しており、令和5（2023）年10月1日現在では15,568人、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は27.6%、後期高齢化率（総人口に占める75歳以上人口の割合）は14.8%となっています。

【高齢者人口の推移】

区分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
総人口	57,701人	56,967人	56,449人	56,295人	56,475人
65～74歳	7,493人	7,574人	7,691人	7,481人	7,220人
75～84歳	5,248人	5,262人	5,226人	5,414人	5,705人
85歳以上	2,295人	2,388人	2,486人	2,597人	2,643人
高齢者人口	15,036人	15,224人	15,403人	15,492人	15,568人
高齢化率	26.1%	26.7%	27.3%	27.5%	27.6%
後期高齢化率	13.1%	13.4%	13.7%	14.2%	14.8%

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）



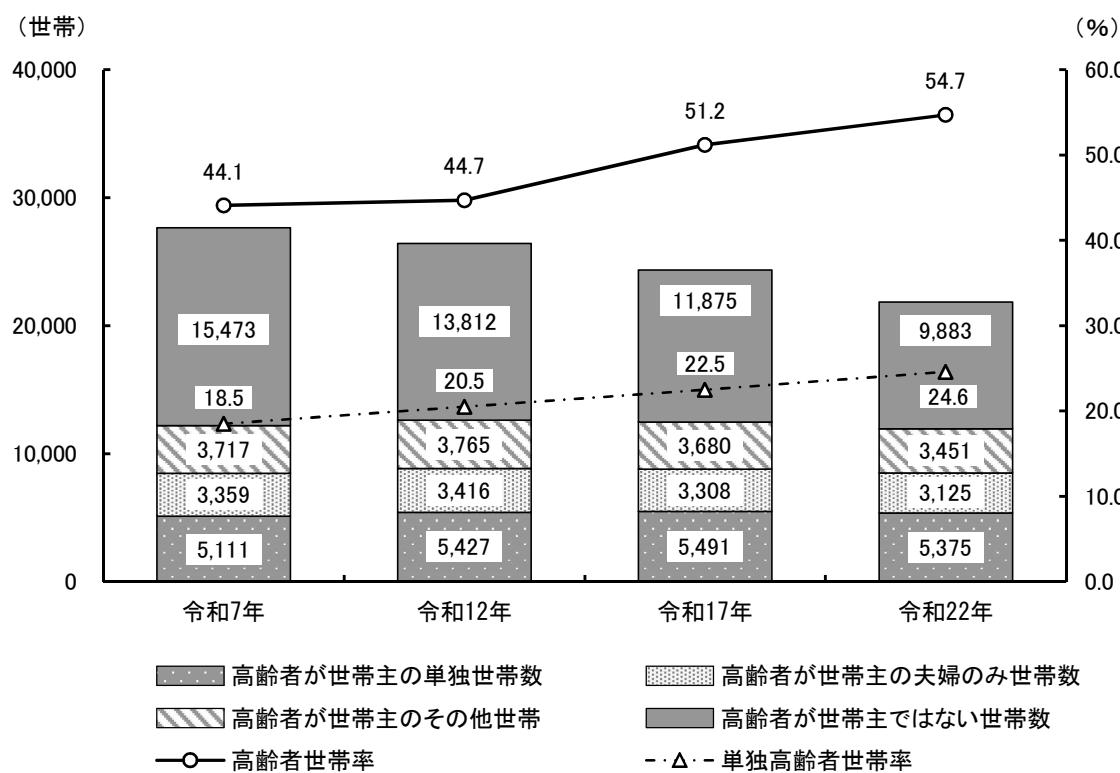
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(3) 高齢者世帯の状況

「東京都世帯数の予測－統計データー(平成31(2019)年3月)」によると、福生市の令和7(2025)年の高齢者世帯率は44.1%、単独高齢者世帯率は18.5%となっています。

単独高齢者世帯率は、令和12(2030)年には20.5%、令和22(2040)年には24.6%となる見込みです。

【高齢者世帯数の推移】

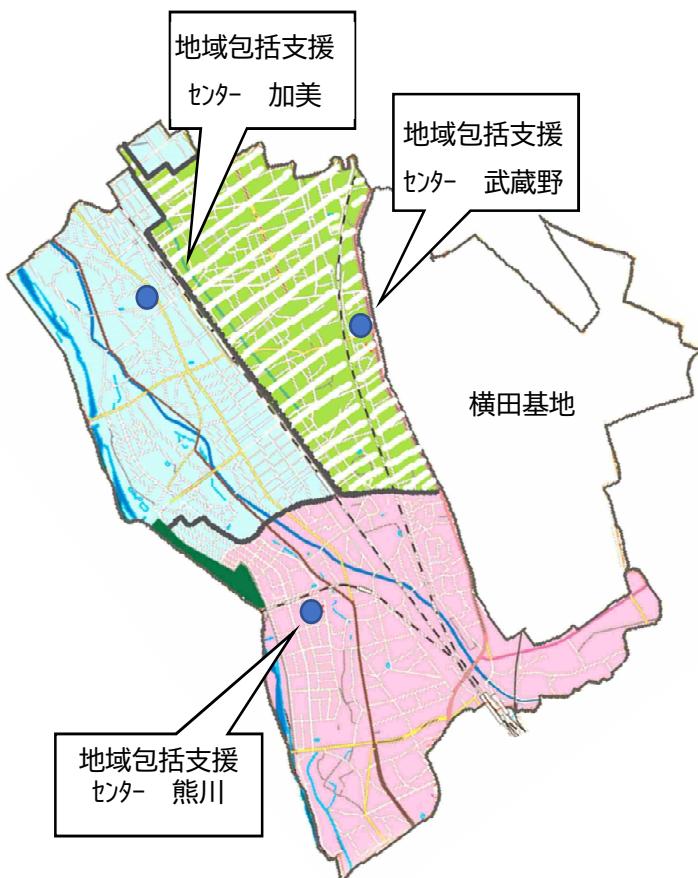


資料：東京都世帯数の予測－統計データー

(4) 日常生活圏域と地域包括支援センター

【日常生活圏域と地域包括支援センター（1 圏域・3 センター）】

第8期計画期間中の令和4（2022）年4月に、地域包括ケアシステムの推進に向けた体制強化を実施しました。市内2か所の地域包括支援センターのうち、地域包括支援センター福生を廃止、新たに地域包括支援センター加美と地域包括支援センター武藏野を新設し、市内3カ所に再配置しました。



	町会・自治会
地域包括支援センター加美	牛浜第一、志茂第一、志茂第二、本町第一、本町、本町中央、本町第六、永田、長沢、加美、加美平住宅
地域包括支援センター武藏野	牛浜第二、原ヶ谷戸、本町第七、本町第八第一、本町第八第二、武藏野台一丁目
地域包括支援センター熊川	福生熊川住宅、南、内出、武藏野、南田園一丁目、南田園二丁目、南田園三丁目、富士見台、福栄、福東、玉川台、福生団地、鍋ヶ谷戸第一、鍋ヶ谷戸第二、熊川牛浜

	市全体	地域包括支援センター加美	地域包括支援センター武藏野	地域包括支援センター熊川
総人口	56,475人	15,874人	18,377人	22,224人
65～74歳	7,220人	2,028人	2,399人	2,793人
75歳以上	8,348人	2,626人	2,367人	3,355人
高齢者人口	15,568人	4,654人	4,766人	6,148人
前期高齢化率	12.8%	12.8%	13.1%	12.6%
後期高齢化率	14.8%	16.5%	12.9%	15.1%
高齢化率	27.6%	29.3%	25.9%	27.7%

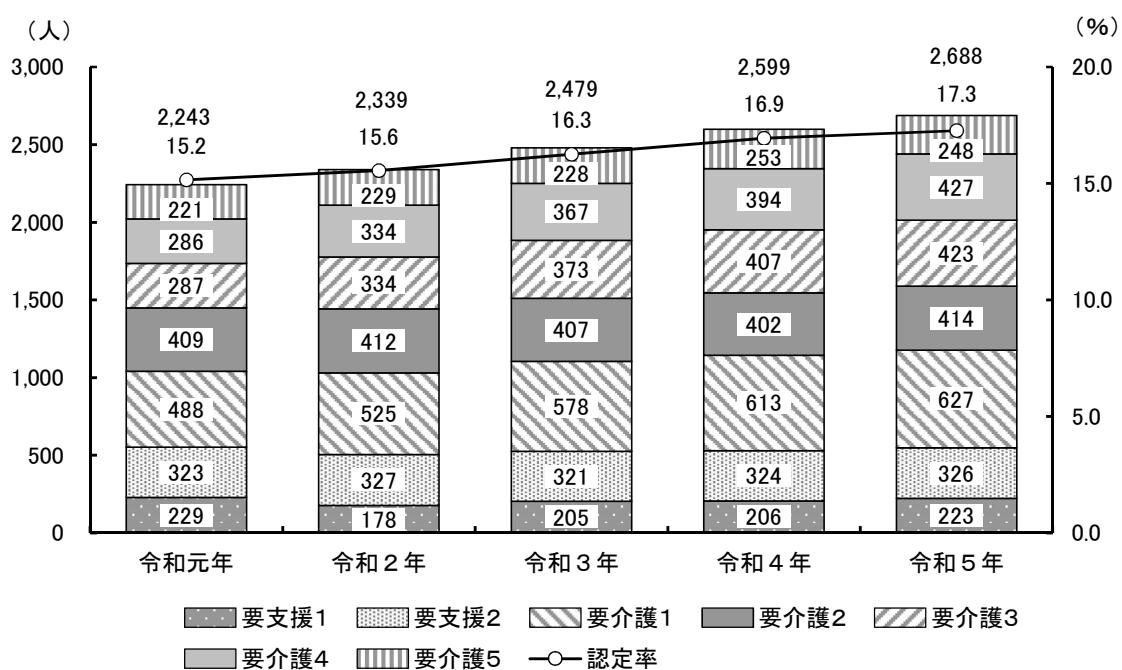
資料：住民基本台帳（令和5年10月1日現在）

2 要介護・要支援認定者（第Ⅰ号被保険者のみ）の状況

要介護・要支援認定者数（第Ⅰ号被保険者のみ）は、令和5（2023）年9月末現在には2,688人と、令和元（2019）年に比べ19.8%増加しています。認定率（第Ⅰ号被保険者に占める65歳以上の認定者数の割合）も年々増加しており、令和5（2023）年9月末現在17.3%となっています。

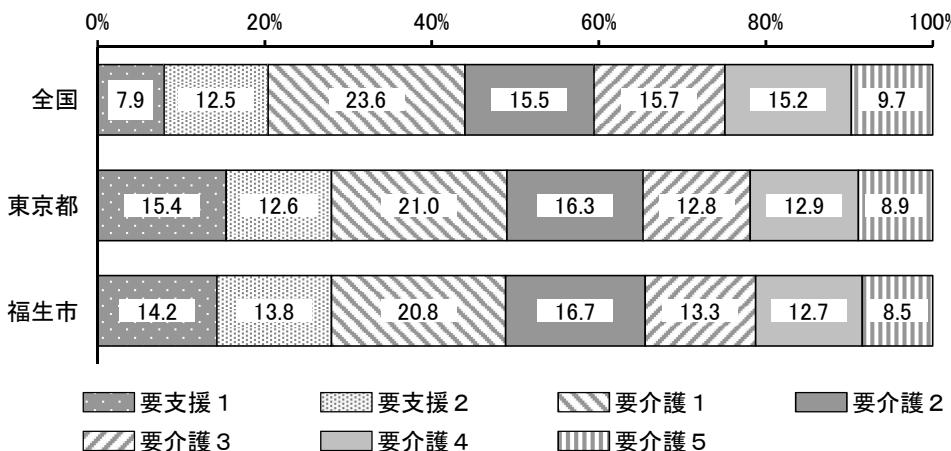
要介護・要支援認定者の構成比では、福生市は全国・東京都平均に比べて要介護Ⅰの割合が低いことが分かります。

【要介護・要支援認定者数（第Ⅰ号被保険者のみ）】



資料：介護保険事業状況報告等（令和5年9月末現在）

【要介護・要支援認定者の構成比（第Ⅰ号被保険者のみ）】



資料：介護保険事業状況報告等（令和5年9月末現在）

3 介護保険制度における認知症者の状況

要介護認定の申請件数のうち、日常生活の自立度がレベルⅡ以上の認知症であると判断された人の割合は、統計のある平成20（2008）年度以降半数を超えており、令和4年（2022）年度では59.9%となっていて、そのうち、4割以上の方が地域で暮らしています。

認知症高齢者の自立度の構成比では、福生市は全国・東京都平均に比べて自立の割合が低く、レベルⅢ以上が多くなっています。

【認知症者】

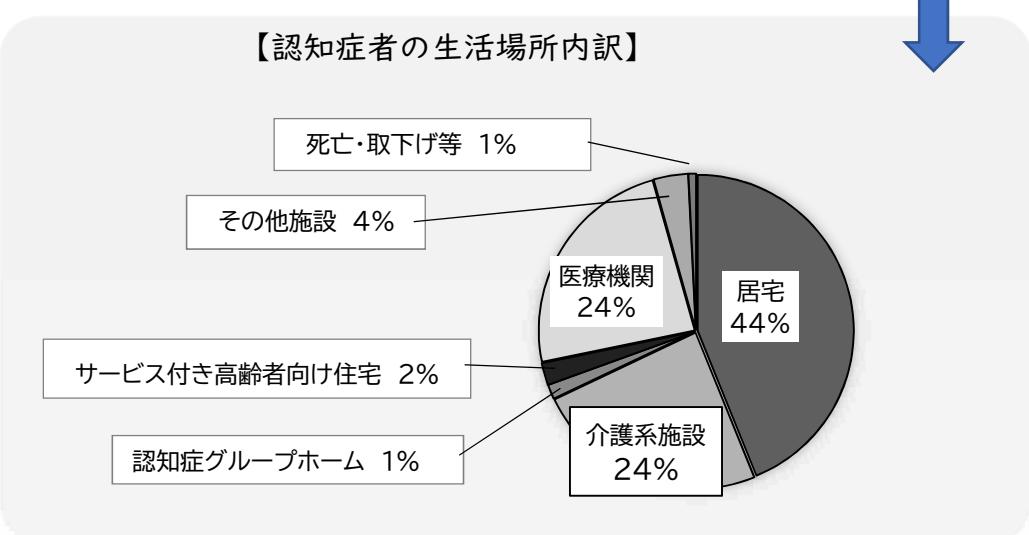
区分	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
要介護認定申請件数 (新規・区分変更等)	2,045 件	2,259 件	1,626 件	2,558 件	3,141 件
認知症者（認知症高齢者の自立度Ⅱ以上）の割合	57.4%	56.6%	57.6%	59.6%	59.9% ※

資料：各年度末実績

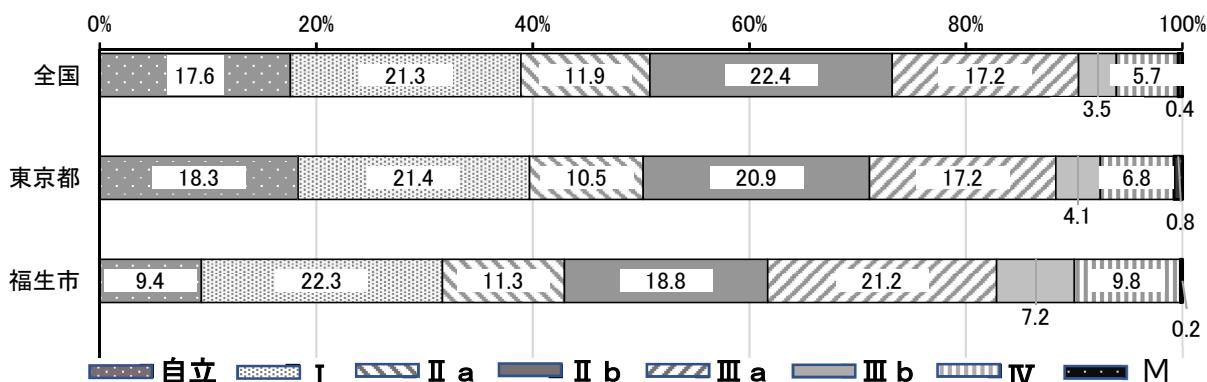
※新型コロナウイルス感染症の影響の臨時的な取扱いに基づく延長申請（1,687件）を除く



【認知症者の生活場所内訳】



【認知症高齢者の自立度の構成比】



資料：見える化システム 令和4年10月

4 高齢者生活実態調査の概要

(1) 調査の概要

高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）策定の基礎資料とするため、令和4（2022）年10月1日を調査基準日として、高齢者生活実態調査を実施しました。概要は次のとおりです。

① 調査対象

調査名	対象者	対象者数
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	要支援・要介護の認定を受けていない65歳以上の市民の方	1,200人 (無作為抽出)
	要支援1または要支援2の認定を受けた方	500人
在宅介護実態調査	要介護1～5の認定を受けた在宅の方	1,000人 (無作為抽出)

② 調査期間

令和4（2022）年11月7日～令和4（2022）年12月5日

③ 調査方法

郵送配付・郵送回収方式

④ 回収状況

調査名	配布数	有効回収数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,700通	1,137通	66.9%
在宅介護実態調査	1,000通	539通	53.9%

⑤ 調査結果の表示方法

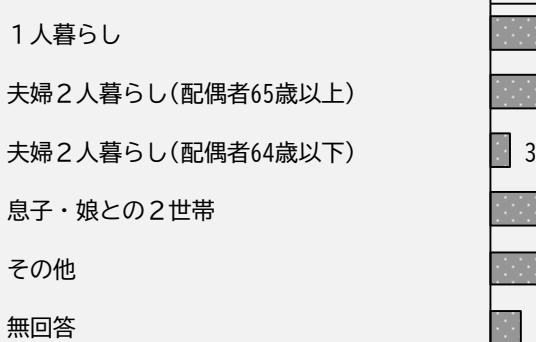
- 回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示しております。
また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

【家族構成】

「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」の割合が37.1%と最も高く、次いで「1人暮らし」の割合が31.1%、「息子・娘との2世帯」の割合が11.0%となっています。

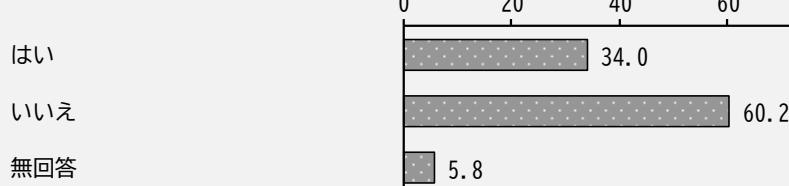
〈回答者数 = 1,137〉



【口腔ケア】

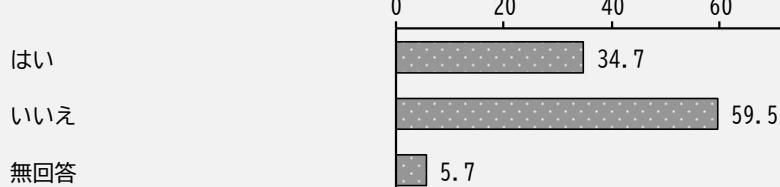
- 半年前に比べて固いものが食べにくい方の割合が34.0%、「いいえ」の割合が60.2%となっています。

回答者数 = 1,137



- お茶や汁物でむせることがある方の割合が34.7%、「いいえ」の割合が59.5%となっています。

回答者数 = 1,137

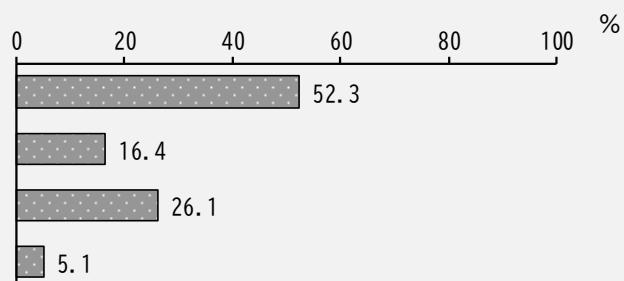


【運動機能】

階段を手すりや壁をつたわらずに昇ることができるかとの設問に対し、「できるし、している」の割合が 52.3%と最も高く、次いで「できない」の割合が 26.1%、「できるけどしていない」の割合が 16.4%となっています。

回答者数 = 1,137

できるし、している



できるけどしていない

できない

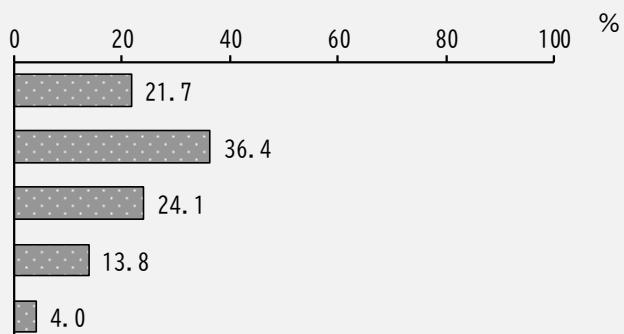
無回答

【転倒に対する不安】

転倒について、「とても不安である」の割合が 21.7%、「やや不安である」の割合が 36.4%となっています。約 5 割の方が転倒の不安を感じています。

回答者数 = 1,137

とても不安である



やや不安である

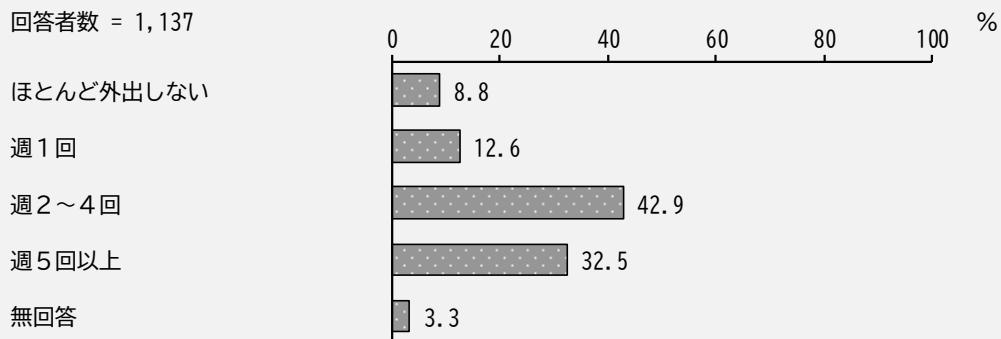
あまり不安でない

不安でない

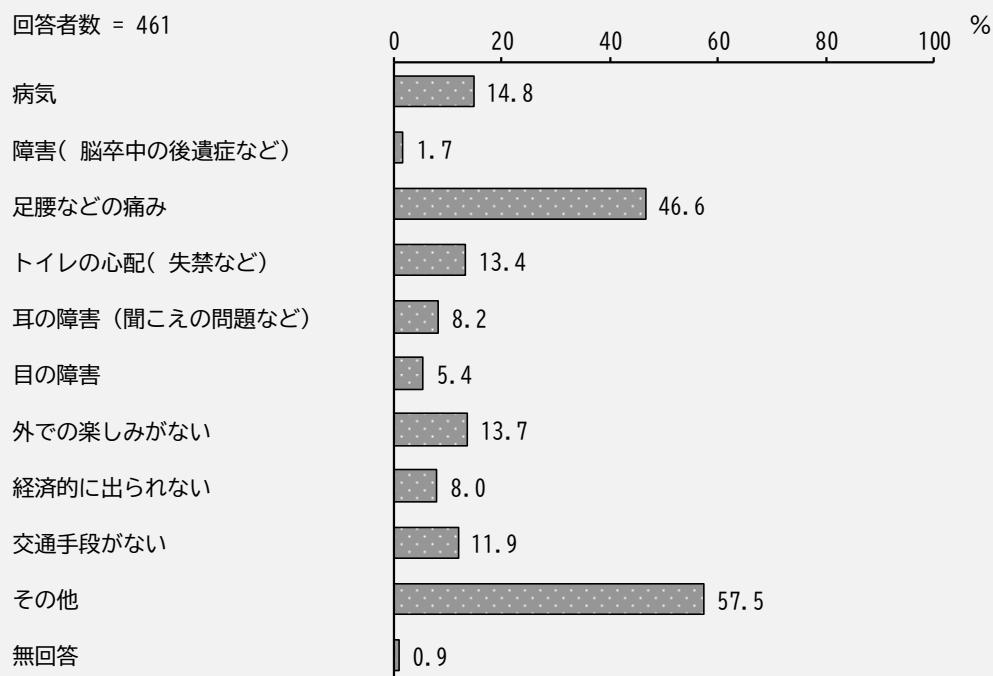
無回答

【外出について】

- 外出の頻度については、「週2～4回」の割合が42.9%と最も高く、次いで「週5回以上」の割合が32.5%、「週1回」の割合が12.6%となっています。

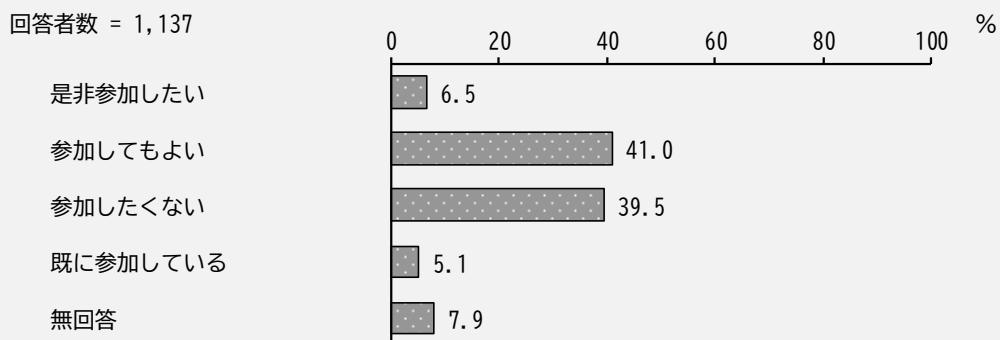


- 外出について、控えていない方の割合が56.5%、控えている方の割合が40.5%となりました。
外出を控えている方が、その理由として回答した内訳が「足腰などの痛み」の割合が46.6%と最も高く、次いで「病気」の割合が14.8%、「外での楽しみがない」の割合が13.7%となっています。

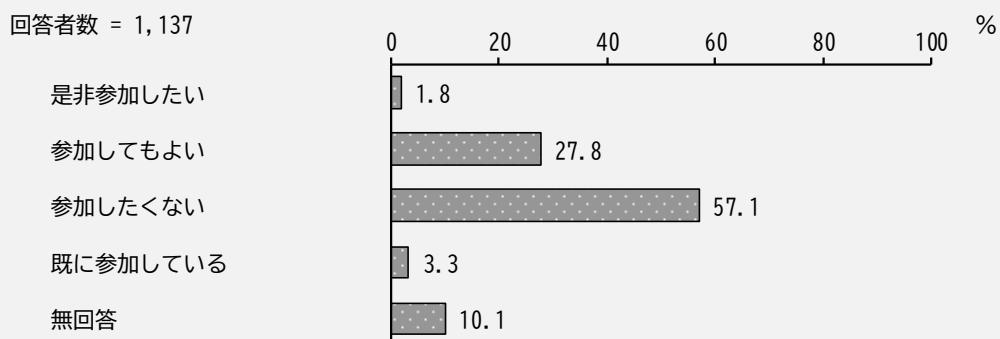


【地域活動参加への意欲】

- 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますかの設問に対しては、「参加してもよい」の割合が 41.0%と最も高く、次いで「参加したくない」の割合が 39.5%となっています。



- 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますかの設問に対しては、「参加したくない」の割合が 57.1%と最も高く、次いで「参加してもよい」の割合が 27.8%となっています。

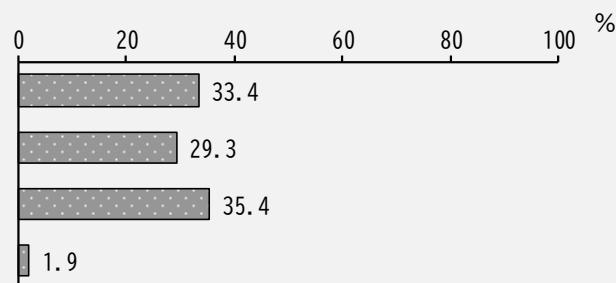


(3) 在宅介護実態調査

【世帯構成】

「単身世帯」の割合が 33.4%、「夫婦のみ世帯」の割合が 29.3%となっています。

回答者数 = 539

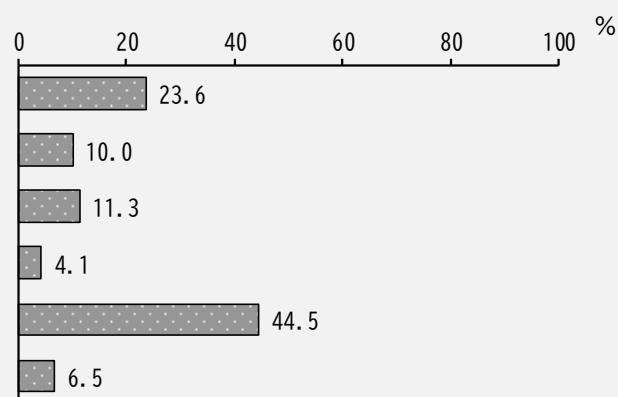


【ご家族やご親族の方からの介護の頻度】

「ほぼ毎日ある」の割合が 44.5%と最も高く、次いで「ない」の割合が 23.6%、「週に 1 ~ 2 日ある」の割合が 11.3%となっています。

回答者数 = 539

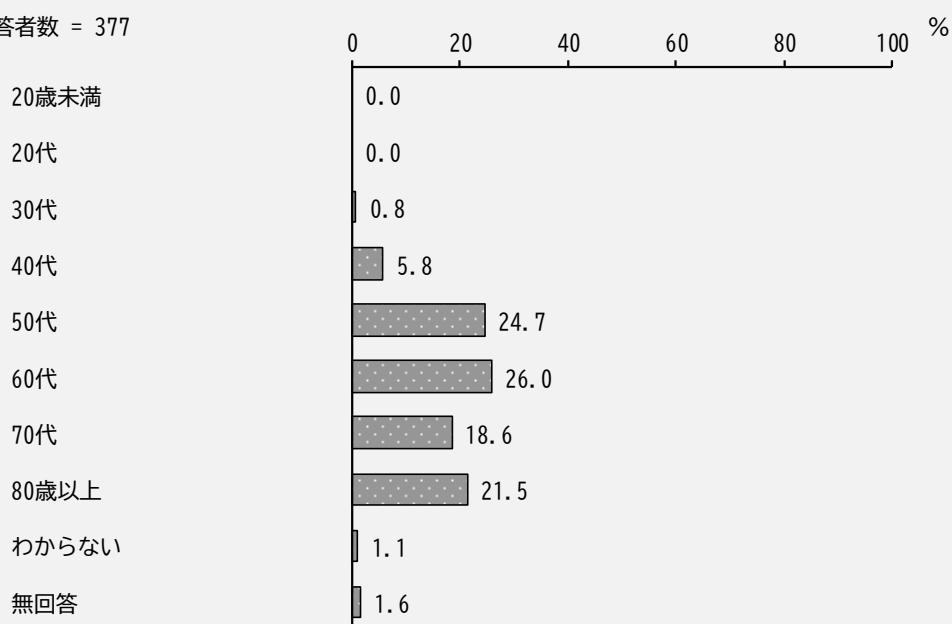
ない



【主な介護者の方の年齢】

主な介護者の方の年齢は、「60代」の割合が26.0%と最も高く、次いで「50代」の割合が24.7%、「80歳以上」の割合が21.5%となっています。

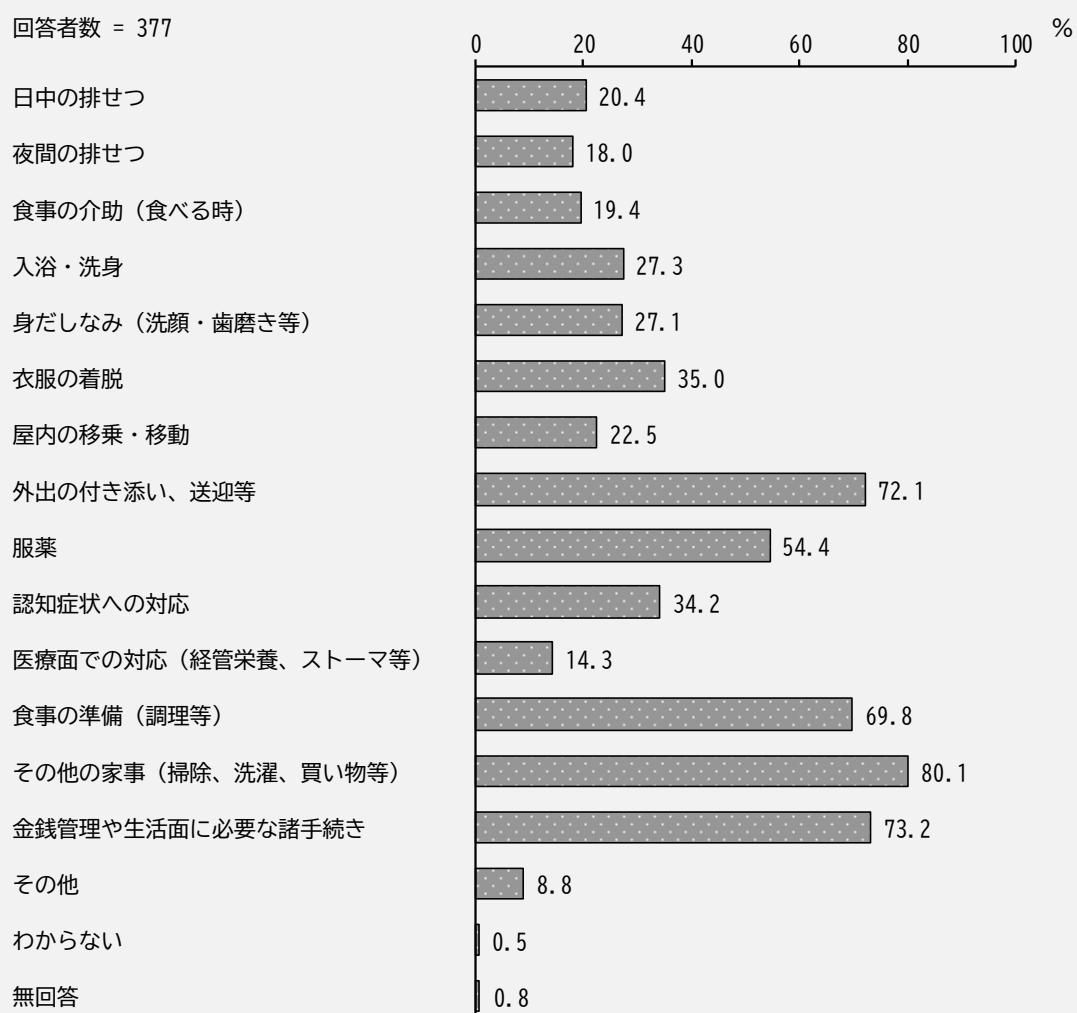
回答者数 = 377



【主な介護者の方が行っている介護等】

「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」の割合が 80.1%と最も高く、次いで「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」の割合が 73.2%、「外出の付き添い、送迎等」の割合が 72.1%となっています。

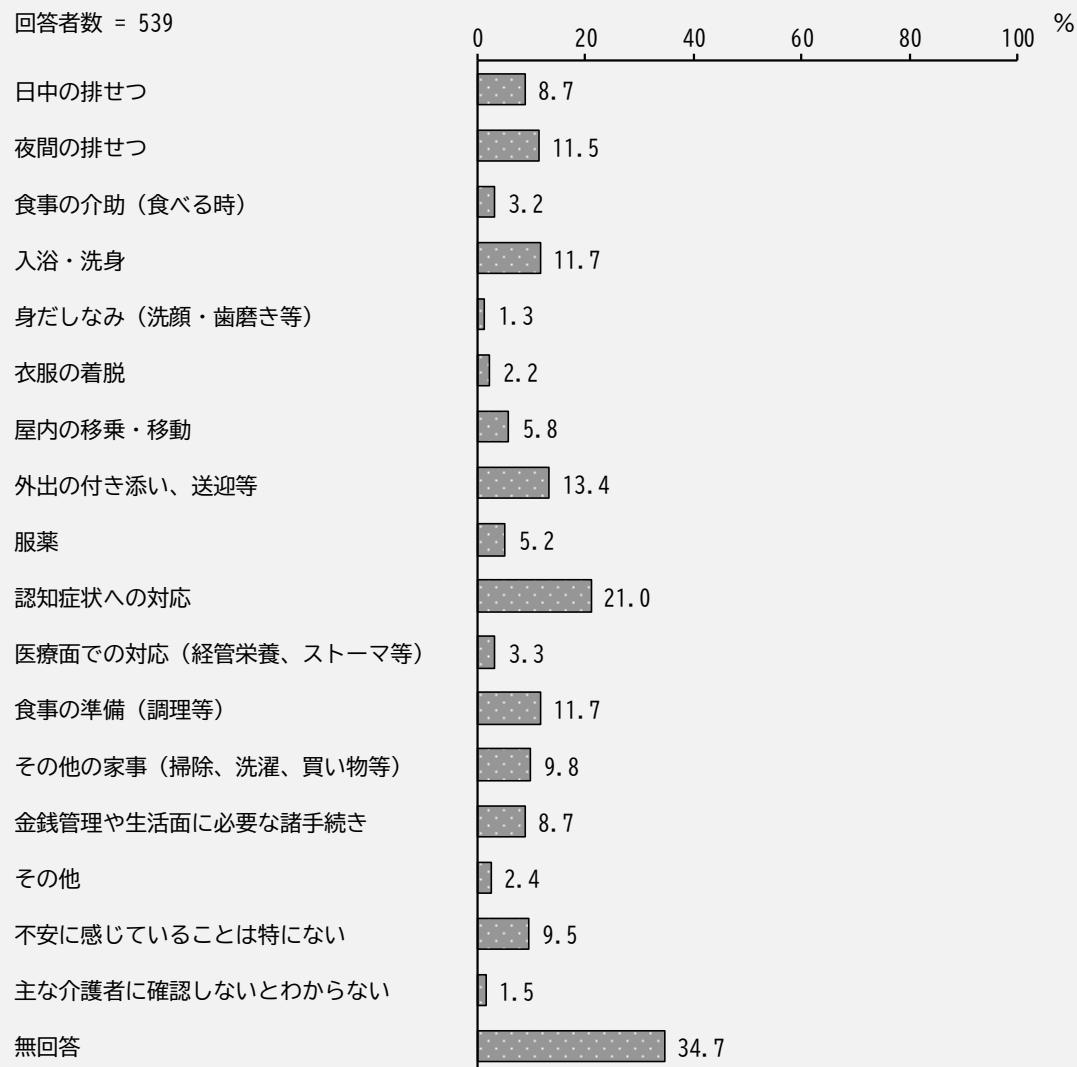
回答者数 = 377



【主な介護者の方が、生活の継続にあたり不安に感じる介護等について】

「認知症状への対応」の割合が 21.0%と最も高く、次いで「外出の付き添い、送迎等」の割合が 13.4%、「入浴・洗身」、「食事の準備（調理等）」の割合が 11.7%となっています。

回答者数 = 539



【主な介護者の方が、介護をするにあたって行っている働き方の調整等について】

「介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら働いている」と回答した方の割合が36.8%と最も高く、「介護のために「休暇（年休や介護休暇等）」を取りながら働いている」の割合が23.2%となっています。8割以上の方が、介護のために働き方の調整を行っています。

回答者数 = 185

特に行っていない

介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら働いている

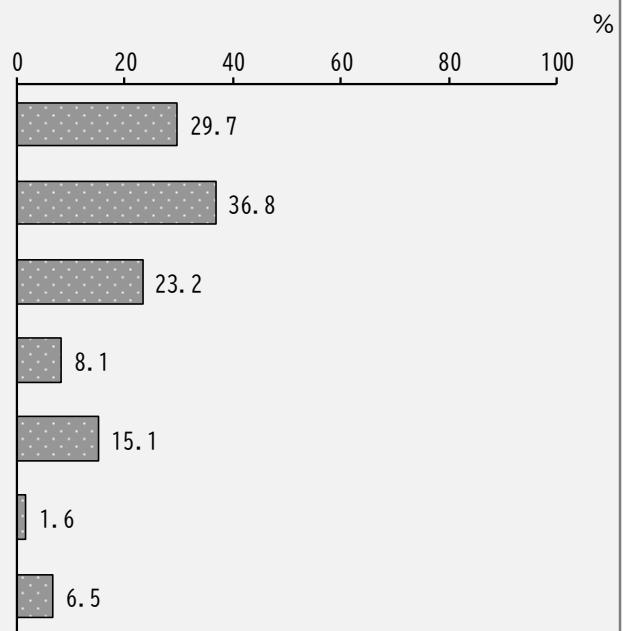
介護のために「休暇（年休や介護休暇等）」を取りながら働いている

介護のために「在宅勤務」を利用しながら働いている

介護のために、2～4以外の調整をしながら働いている

主な介護者に確認しないとわからない

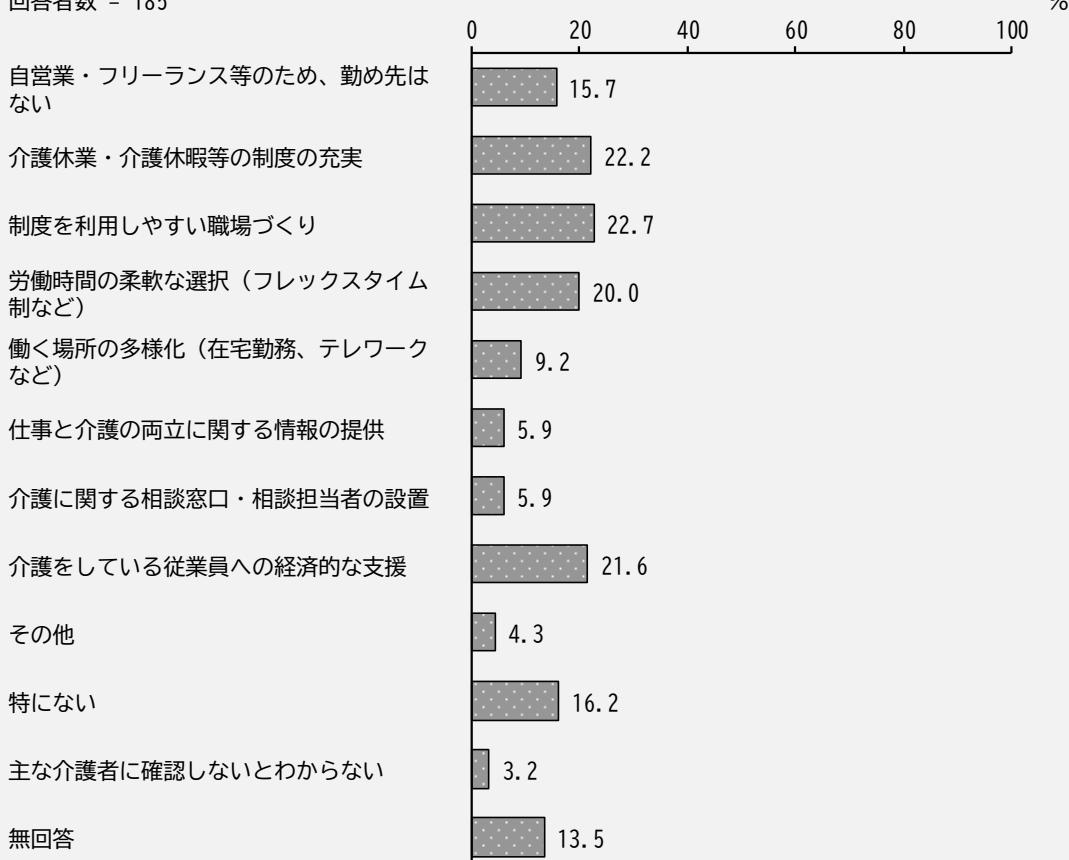
無回答



【仕事と介護の両立について効果があると思う職場からの支援】

「制度を利用しやすい職場づくり」の割合が22.7%と最も高く、次いで「介護休業・介護休暇等の制度の充実」の割合が22.2%、「介護をしている従業員への経済的な支援」の割合が21.6%となっています。

回答者数 = 185



第3章 計画の基本的考え方

I 本計画改正の主なポイント

◆国の第9期介護保険事業計画の基本指針

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進

- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、待遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

◆福生市における課題

令和4年度に実施した高齢者生活実態調査結果や、福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第8期）の評価・検証を踏まえ、施策の方向性ごとに福生市の課題を整理しました。

I 社会参加・生きがい

- 高齢者が家庭や地域、企業等社会の各分野において、長年にわたり蓄積された知識や経験を活かしながら、生きがいをもって生活ができるよう、ボランティアなども含めた社会参加を促進することが重要です。
- 高齢者を地域における生活支援サービスの担い手として活用することも視野に入れた、ボランティア養成の充実が求められます。

2 介護予防・フレイル予防

- 生活機能が低下する前の健康な時から、個人に合わせた適切な予防を行うなど、健康寿命の延伸に向け、介護予防・重症化予防を推進していく必要があります。
- 転倒のリスクから、閉じこもりがちになり、心身が弱体化していくという悪循環に陥りやすくなります。また、噛む力や飲み込む力が弱くなり栄養状態が悪くなると、筋肉量が減少し身体のバランスを取る能力が低下するため、介護予防の推進にあたっては、運動器の機能向上の取組とともに口腔機能の向上の取組みもあわせて進めることが重要となります。

3 認知症の支援

- 認知症になってもその人らしく尊厳を持ち、住み慣れた地域で安心して暮ら続けるためには、本人・家族はもちろんのこと、地域住民が認知症を正しく理解し自らの問題と捉えること、医療・介護の連携を図り、認知症の高齢者と家族を支える体制整備が求められています。
- 「認知症基本法」を踏まえ、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら施策を推進していきます。

4 見守り支援

- 高齢者世帯が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、高齢者の生活を見守り、リスクを軽減する支援の整備が必要となります。

5 生活支援

- 今後もひとり暮らし高齢者の増加が予想されており、ひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくためには、介護保険サービスの充実のみならず、高齢者の生活に合わせた多様なサービスの整備が必要となります。

6 住まい・住環境の支援

- 介護や支援が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域に住み続けることができるような住まいの確保が必要となります。また、自宅での生活が困難になった場合の施設への入所や、将来、介護が必要になった場合に必要なサービスが提供されることが約束されている「住まい」への住み替えなど、個々の高齢者の状況やニーズに沿った選択肢を用意するため、多様な住まいを確保することが重要です。

7 介護を支える地域づくり

- 高齢者人口の増加とともに、今後、さらに増え続ける認知症高齢者や医療ニーズの高い重度の要介護者が、地域で安心して暮らし続けるために、一人ひとりの状況にあたったきめ細かいサービス提供が行われるよう、制度やサービスの情報提供や相談体制を充実させる必要があります。
- 今後、介護サービスの利用者数や利用量の増加が予測されます。高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきとした生活を送ることができるように、介護保険制度の持続可能性の確保や、受給環境の整備を図る必要があります。処遇改善や定着促進による介護人材の確保、限られた資源で質を高めていく介護現場の生産性向上に資する取組の支援が求められます。
- 介護保険制度の趣旨やサービス事業者に関する情報などの普及・啓発や、サービス事業者への支援及び指導を行うなどサービスの質の向上に取り組む必要があります。
- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず包括的に受け止めるための相談支援のあり方や、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例を他機関と協働して支援するための取組等、重層的支援体制整備事業の実現に向けた取組が求められます。
- 介護に携わる介護者家族への負担は、精神的・肉体的な疲労が特に大きなものとなっています。在宅介護を推進する上で、家族の負担を軽減するための支援の充実及びその普及活動が求められます。

8 介護サービス基盤の充実

- 低所得者に対しては、利用者負担の軽減や介護保険料の多段階設定などにより、引き続き、介護サービスが適切に受けられる環境の整備を推進する必要があります。
- 自宅を離れても住み慣れた地域で暮らせるよう、引き続きニーズ及び近隣市の整備状況等を勘案しながら計画的に介護サービス基盤の整備を進めることが重要です。



リエイブルメント

延ばそう、健康寿命！

「リエイブルメント」とは「再びできるようになる」ことです。

加齢による衰弱、病気や怪我などで日常生活がしづらくなった時こそ、元の元気を取り戻す取組みが重要です。

短期集中通所型サービス「元気塾」は専門職が短期間伴走し、その方の意欲を引き出し「リエイブルメント」を応援します。自分のよりよい人生のために、漫然とサービスを利用するのではなく、「リエイブルメント」を意識していきましょう！



元気塾の卒業後、畠仕事を再開しました。

2 計画の基本理念・基本方針

本計画の基本理念については、介護保険制度の理念と、これまで培ってきた介護保険事業の継続性から、第8期計画の理念「住み慣れた地域で、安心して、心豊かに生活するために～地域包括ケアシステムの推進～」を引き継ぐものとします。

この基本理念に基づき、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が65歳となる令和22（2040）年に向けて、計画を推進していきます。

基本理念

住み慣れた地域で、安心して、心豊かに生活するために
～地域包括ケアシステムの深化・推進～

計画を推進していくため、次の四つを基本方針とし、具体的な取組を展開していきます。

基本方針Ⅰ

いきいきとすこやかに、
自分らしく地域で過ごす

社会参加・生きがいづくりを支援し、誰もが生きがいを持ちながら、高齢者自らが健康維持と介護予防に努め、自分らしく、いきいきとすこやかに暮らせるまちを目指します。

基本方針Ⅱ

地域で安心した生活を
送る

見守りや生活支援サービスによって、地域包括支援センターと連携しながら、誰もが住み慣れた地域で、安心して生活できるまちを目指します。

基本方針Ⅲ

認知症と共に生きる
地域に向けて

認知症に関する正しい知識を普及し、認知症の人やその家族のサポートを充実させることで、尊厳を保持しながら希望を持って暮らすことができるまちを目指します。

基本方針Ⅳ

地域で支えあう介護の
実現

介護サービス基盤の充実を図るとともに、持続可能な介護保険制度にすることで、介護が必要となっても、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるまちを目指します。

3 計画の基本視点

計画の「基本理念」や「基本方針」を実現するため、本計画を進めていくに当たっての基本視点は、『福生市総合計画（第5期）』と『第6期福生市地域福祉計画』の行動指針と連動した次の五つとします。

【五つの基本視点】

生み出す

これまで地域にあったもの・考え方・関係性・活力を基に、新たな展開を創り出すことを指し、取組によって生み出されたものの存在が、新しい福生市の価値を創り出すことにつなげます。

守る

福生市に受け継がれている想いのたすきを大事にすることや、福生市に関わるものを犯罪・災害・事故などの脅威から遠ざけることを指し、福生市の誇りを大事にし、安心して生活できるまちの環境整備につなげます。

育てる

福生市に関わるものが成長・発展できるように力を注ぐこと、また、能力を発揮できることを指し、福生市でできることの範囲と将来の選択肢を広げることにつなげます。

豊かにする

福生市に関わるひとの考え方や生活、そして、それを取り巻く環境を多様化し、充実させることを指し、「ひと」、「まち」、「暮らし」の水準を引き上げ、日々の暮らしをより良いものにすることにつなげます。

つなぐ

福生市に関わるもの同士を切れないように保つこと、現在から将来に続く流れが途切れないように保つこと、離れているもの同士を引き合わせることを指し、その輪を広げていくことにつなげます。

4 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた方向性

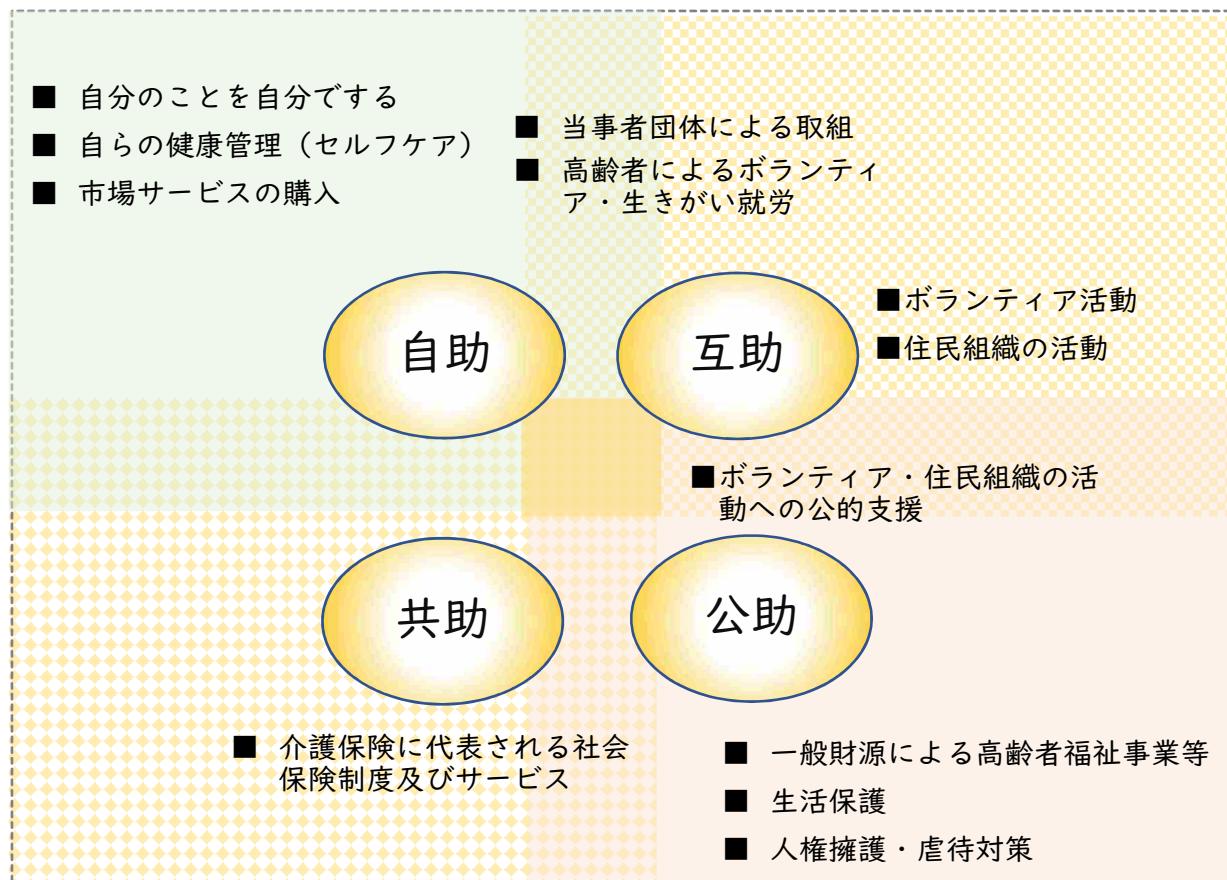
福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）では、前計画の理念を引き継ぎ、基本理念を「住み慣れた地域で、安心して、心豊かに生活するために～地域包括ケアシステムの深化・推進～」としました。

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域の中で生活し、必要に応じて、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みです。

国では、団塊ジュニア世代が65歳となる令和22（2040）年を見据えて、介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等とあわせて、包括的な支援体制の構築等を一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を目指しています。

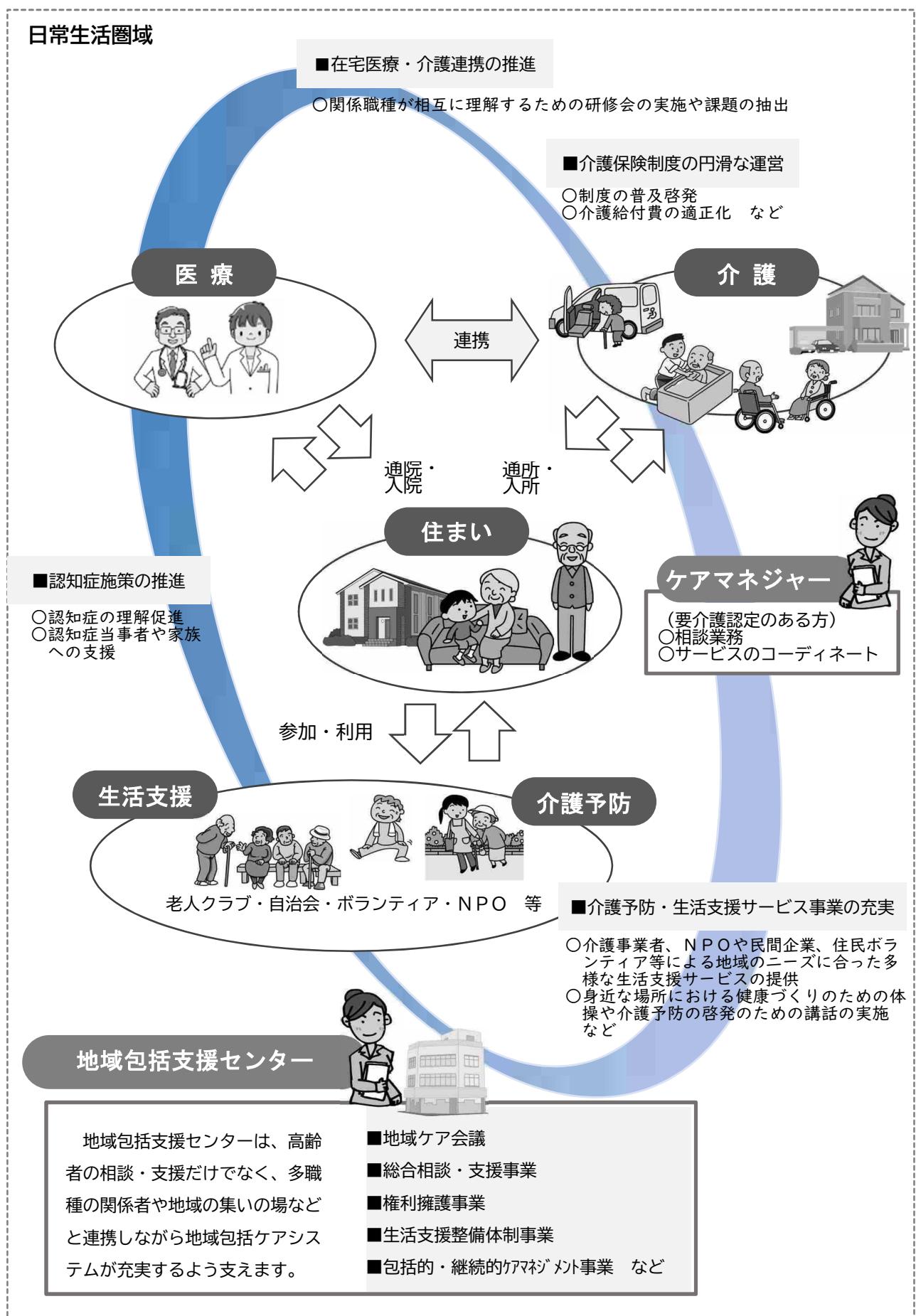
一人暮らし高齢者や認知症高齢者など、支援を必要とする市民の自立支援と要介護状態の重度化防止や、介護保険制度の持続可能性を確保する上でも、地域包括ケアシステムの推進が求められます。

「自助・互助・共助・公助」からみた地域包括ケアシステム



資料：厚生労働省

【地域包括ケアシステムのイメージ】



第2部

高齢者福祉計画・介護保険事業計画

第1章 施策の体系

高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期） 施策の体系

[基本理念]

住み慣れた地域で、安心して、心豊かに生活するために
地域包括ケアシステムの深化・推進

[基本方針]

I いきいきと
すこやかに、
自分らしく
地域で過ごす

II

地域で安心した
生活を送る

III

認知症と共に
生きる地域に
向けて

IV

地域で支えあう
介護の実現

[施策の方向性]

(1) 地域社会への参加・
生きがいづくりの推進

(2) 健康寿命の延伸

(3) 地域包括支援センター
を中心とした連携

(4) 見守り支援の強化

(5) 在宅生活支援の充実

(6) 認知症の理解促進

(7) 認知症高齢者と
家族の支援

(8) 介護保険事業の
円滑な運営

(9) 介護を支える
地域づくり

[主な施策]

- | | | |
|--|--|---|
| ①生きがい活動情報の提供
③生きがい活動支援デ サービス事業
⑥高齢者を対象とした講座等の充実
⑧成人対象学習講座の充実
⑪介護予防リーダーへの活動支援
⑭老人福祉センター機能の充実 | ②高齢者スポーツ・レクリエーション教室の開催
④老人クラブ等への支援
⑦高齢者のサークル活動への支援
⑨高齢者就業相談
⑫集いの場づくり
⑯エンディングノート | ⑤長寿ふれあい食堂補助金
⑩介護サポーター事業
⑬生活支援体制整備事業 |
|--|--|---|

- | | | |
|--|---|---------------------------|
| ①介護予防教室
④各種予防接種
⑦高齢者歯科健康診査
⑨リハビリ職との連携 | ②介護予防・フレイル予防
⑤特定健康診査
⑧高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 | ③オーラルフレイル予防
⑥後期高齢者健康診査 |
|--|---|---------------------------|

- | | | |
|---|---|------------------------|
| ①地域ケア会議
④重層的支援体制整備事業
⑦集いの場づくり
⑨在宅医療・介護連携推進事業 | ②総合相談・支援事業
⑤介護予防リーダー
⑧包括的・継続的ケアマネジメント事業
⑯地域包括支援センター運営協議会 | ③権利擁護事業
⑥生活支援体制整備事業 |
|---|---|------------------------|

- | | | |
|--|---|--|
| ①安全安心なまちづくりの推進
③訪問販売等悪質商法取引等への対応
⑥住宅火災直接通報システム
⑦要配慮者（避難行動要援護者）への支援
⑫高齢者見守りステーション | ②交通安全教育の推進
④救急直接通報システム
⑦自動通話録音機の貸出し
⑯救急医療情報キット配布 | ⑤救急代理通報システム
⑧自主防災組織への支援
⑪ゲートキーパー養成講座 |
|--|---|--|

- | | | |
|---|---|--|
| ①自立支援日常生活用具給付事業
③家具転倒防止装置設置事業
⑥おむつ等助成事業
⑧図書館資料宅配貸出事業
⑪福祉バスの運行
⑬居住支援特別給付金 | ②自立支援住宅改修給付事業
④生活支援ショートステイ事業
⑦訪問理美容サービス事業
⑨移送サービスの支援
⑫高齢者用市営住宅の運営（シルバーヒア）
⑭高齢者デジタルデバイス対策事業 | ⑤配食サービス事業
⑩ハンディキャップの貸出支援
⑮生活支援体制整備事業 |
|---|---|--|

- | | | |
|-------------------------------|------------------------------|----------|
| ①認知症サポーター養成講座
④チームオレンジの立上げ | ②認知症サポートステップアップ講座
⑤権利擁護事業 | ③オレンジカフェ |
|-------------------------------|------------------------------|----------|

- | | | |
|---|---|------------------------|
| ①認知症高齢者位置情報探索機器貸与事業
④認知症ケアのネットワークづくり
⑦チームオレンジの立上げ
⑨拠点型の認知症疾患医療センターとの連携
⑩地域型の認知症疾患医療センターとの連携 | ②高齢者見守りキーホルダー・アイロンシール
⑤認知症カフェ
⑧認知症初期集中支援チーム | ③認知症総合支援事業
⑥認知症家族の会 |
|---|---|------------------------|

- | | | |
|---|---|-----------|
| ①介護（予防）給付
④介護保険制度・サービス等の情報提供
⑥福祉サービス第三者評価受審費補助金
⑧介護サービス事業所に対する実地指導及び集団指導の推進
⑨介護人材の確保・定着に向けた取組 | ②介護予防・生活支援サービス事業
⑤介護保険給付の適正化
⑦包括的・継続的ケアマネジメント事業
⑯介護現場の生産性向上の推進 | ③低所得者への配慮 |
|---|---|-----------|

- | | | |
|---|--|------------------------|
| ①介護保険制度・サービス等の情報提供
④家族介護支援事業
⑦地域ケア会議の開催 | ②地域包括支援センター事業の展開
⑤総合相談支援・権利擁護事業
⑧在宅医療・介護連携推進事業 | ③重層的支援体制整備事業
⑥虐待の防止 |
|---|--|------------------------|

第2章 高齢者福祉計画

I 基本方針Ⅰ いきいきとすこやかに、自分らしく地域で過ごす

施策の方向性Ⅰ 地域社会への参加・生きがいづくりの推進

【現状と課題】

- 高齢者生活実態調査によると、地域づくりに参加者として参加したいかについて、「参加してもよい」が41%、「参加したくない」が39.5%となっています。また、地域づくりに企画・運営（お世話役）として参加したいかについて「参加してもよい」が27.8%、「参加したくない」が57.1%となっています。
- 地域の活動に参加したり、介護予防教室などに積極的に参加したり、友人と盛んに交流をするなど、自分らしく生き生きと過ごされている方も多くいます。
- 地域で介護予防活動に取り組む介護予防リーダーは、「誰かのためになれた」とやりがいを感じ、「自分の生きがいにもなっている」と話しています。高齢者が地域の中で、長年にわたり蓄積された知識や経験を活かしながら、生きがいをもって生活ができるよう、ボランティアなども含めた社会参加を促進することが重要です。



【施策の方向】

- 高齢者生活実態調査では、地域づくりの企画・運営（お世話役）に携わりたい方は少ないですが、携わってくれそうな方（「参加してもよい」と回答した方）は27.8%いらっしゃることにも着目し、何かしらのやりがい、役割を求めている方が活躍していけるような仕組みづくりにも力を入れていく必要があります。そのため、高齢者が自ら地域との関わりがもてるよう生活支援コーディネーターらが、支援していく必要があります。
- 地域で活動する介護予防リーダーが増え、リーダーによる介護予防活動が盛んに行われるよう今後も支援していきます。

【指標と目標】

指 標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
老人クラブ会員数	1,600人	1,600人	1,600人
老人福祉センターの教養講座等の延べ参加人数	900人	900人	900人

【主な施策】

施策	内容	所管課
①生きがい活動情報の提供	老人クラブ等を通して、趣味や生きがい活動などの情報提供の充実を図ります。	介護福祉課
②高齢者スポーツ・レクリエーション教室の開催	高齢者を対象にスポーツ、レクリエーション、軽体操などの教室を開催します。	スポーツ推進課
③生きがい活動支援 デイサービス事業	介護予防、閉じこもり防止を目的に、趣味活動やレクリエーション、昼食サービスの提供等を内容とする通所によるデイサービスを行います。	介護福祉課
④老人クラブ等への支援	老人クラブの活動、運営や老人クラブ連合会の指導者研修会等に対し補助金を交付することで支援します。	介護福祉課
⑤長寿ふれあい食堂 補助金	地域の高齢者の会食や会食を通じた交流の場を確保する取組を支援します。	介護福祉課
⑥高齢者を対象とした講座等の充実	高齢者の教養を高め、生きがいのある充実した生活ができるように支援します。	公民館
⑦高齢者のサークル活動への支援	公民館で活動する高齢者中心のサークルに対して、研修その他諸活動への支援をします。	公民館
⑧成人対象学習講座の充実	成人を対象とした市民文化教室、学習講座、行事等の内容の充実を図り、高齢者の参加を促進します。	公民館
⑨高齢者就業相談の実施	高齢者等を対象にハローワーク（公共職業安定所）やシルバー人材センターとの連携により、就業相談を実施します。	ティセールス推進課 社会福祉課 介護福祉課
⑩介護ボランティア事業	介護サポーターとして市内の介護施設や配食サービス等のボランティア活動に参加することで、参加者の健康促進と地域の活性化を図ります。	介護福祉課
⑪介護予防リーダーへの活動支援	介護予防リーダー養成講座を受講した方が、受講後に地域で活動できるように支援します。	介護福祉課
⑫集いの場づくり	介護予防に資するゆるやかな集いの場が、地域の中に増えていくような取組を行います。	介護福祉課
⑬生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター（SC）が地域などと連携し、地域資源の把握や地域課題解決のための取り組みを行います。	介護福祉課
⑭老人福祉センター機能の充実	高齢者に対する各種相談や、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションに場の提供等、高齢者の健康で明るい生活を支援する役割を果たすよう、機能やプログラムの充実を図ります。	介護福祉課
⑮エンディングノート	人生を振り返り、これまでの情報やこれからの希望をまとめる福生市オリジナルのエンディングノートを作成し、配布します。	介護福祉課

施策の方向性2 健康寿命の延伸

【現状と課題】

- 高齢者生活実態調査によると、現在の健康状態について、「とてもよい」「まあよい」という回答が67.1%、「あまりよくない」「よくない」が28.4%となっています。また、転倒の不安がある高齢者も58.1%となっています。
- 時代とともに生活様式が変わり、物の豊かさ、便利さ、情報にあふれた社会となつた一方、地域や人とのつながりは希薄となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の蔓延は、私たちの生活様式を大きく変化させました。長期にわたるコロナ禍生活では、人との交流や活動を奪われ、高齢者的心身にも様々な影響を及ぼしました。特にフレイル（※）の加速や認知機能の低下など、次第にその影響があらわれてきています。

※ フレイル：心身の活力が低下し、要介護状態となるリスクが高くなった状態



【施策の方向】

- 元気に自立して過ごせる期間が長く、できる限り支援や介護を必要とする期間が短くなるように、高齢者の健康づくりを支援するとともに、各種健康診査を推進し、「栄養」「体力」「社会参加」「口腔」といったフレイル予防を視野に入れた、介護予防事業を実施します。
- 高齢者の身体機能の中で、口腔機能の向上は一人ひとりが意識して取り組んでいくことで改善が見込まれます。「口は健康の入口」とも言われるよう、口腔機能の低下は低栄養を招き、心身機能の低下を引き起こしていきます。筋力トレーニングや体操などの運動だけでなく、色々な要素について満遍なく取り組んでいくことが大切です。
- 健康寿命の延伸のために特に重要とされる「社会参加」には、啓発とともに人の交流がもてる地域づくり、集いの場づくりを同時にやっていく必要があります。

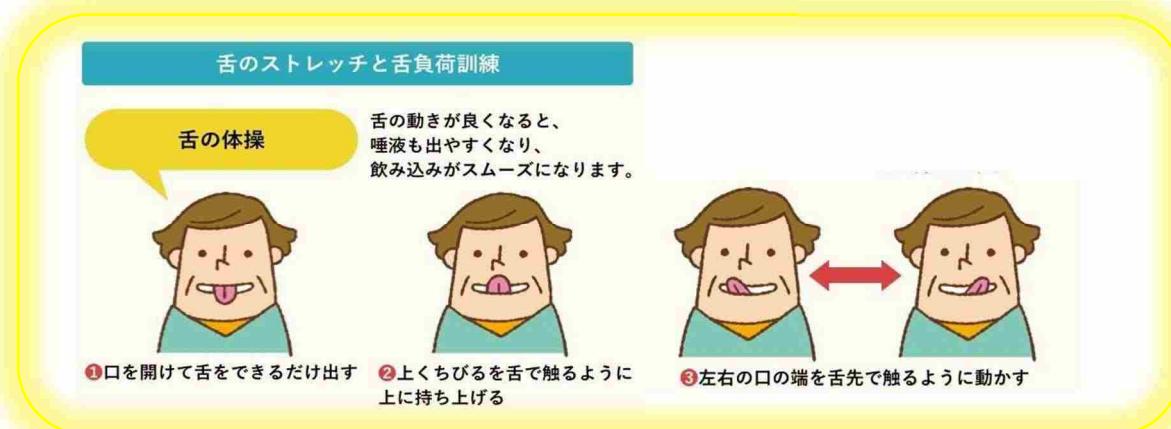
【指標と目標】

指 標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防教室の参加者	800人	800人	800人
高齢者の保健事業と介護予防の一 体的実施（地域での啓発活動）	6回	6回	6回

【主な施策】

施策	内容	所管課
①介護予防教室	高齢者が介護予防・フレイル予防を積極的に行い、自立した生活ができる期間を延ばすために各種介護予防教室を実施します。	介護福祉課 スポーツ推進課
②介護予防・フレイル予防	各種介護予防教室や講演会、情報誌などにより介護予防、フレイル予防の普及啓発を行います。また、介護予防リーダーが地域での普及啓発も行います。	介護福祉課
③オーラルフレイル予防	各種介護予防教室や講演会、情報誌などによりオーラルフレイル予防の普及啓発を行います。	介護福祉課
④各種予防接種	高齢者の感染症予防及び重症化予防のため予防接種事業を実施します。	健康課
⑤特定健康診査	国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方を対象に生活習慣病（糖尿病・高血圧症・脂質異常症など）の予防を目的とした健康診査を実施します。	健康課
⑥後期高齢者健康診査	後期高齢者医療制度に加入している75歳以上の方を対象に健康診査を実施します。	健康課
⑦高齢者歯科健康診査	高齢者を対象に、歯科健康診査を実施します。	健康課
⑧高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	介護福祉課、保険年金課、健康課との連携により、市の特性や既存の事業を活かした取組を行い、早期介入、重度化防止を図ります。	保険年金課 介護福祉課 健康課
⑨リハビリ職との連携	短期集中通所型サービスを通しての重度化防止や、地域の集いの場の活動支援をリハビリ専門職と連携して行います。	介護福祉課

お口の体操



資料：東京都介護予防・フレイル予防ポータル

2 基本方針Ⅱ 地域で安心した生活を送る

施策の方向性3 地域包括支援センターを中心とした連携

【現状と課題】

- 地域包括支援センターは、令和4（2022）年4月に運営体制を強化し、市内3カ所に再配置しました。多様化・複合化する不安に対して、地域包括支援センターを中心として、多職種や、関係機関との連携を推進し、地域課題の解決能力を強化していくことが必要です。
- 地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する必要があります。
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保を図るとともに、重層的支援体制整備事業において、属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも必要です。



【施策の方向】

- 町会・自治会、民生委員、NPO法人、各種ボランティア、老人クラブ、社会福祉協議会、地域住民をはじめとする地域の関係者や団体と連携して、拠点となる地域包括支援センターを中心とした医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の五つのサービスを一体的に提供できる体制を整備します。
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保を図るとともに、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず包括的に受け止めるための相談支援のあり方や、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例を支援するため、重層的支援体制整備事業の移行に向け連携を図ります。
- 地域において活躍するボランティアの養成を促進し、地域での自主活動を促進します。
- 介護と医療を必要とする重度の高齢者が住み慣れた地域で安心して療養生活を送るために、在宅療養に関する相談窓口の充実や関係機関との会議を開催するなど、在宅医療と介護の連携を推進します。
- 地域包括支援センター、介護支援専門員（ケアマネジャー）やヘルパーは家庭を訪問することが多く、ヤングケアラーに気づく機会があるため、家族全体を見る視点を持ち、自ら声をあげにくい若者にも留意します。

【指標と目標】

指 標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合相談・支援事業の対応件数	11,000 件	12,000 件	13,000 件

【主な施策】

施策	内容	所管課
①地域ケア会議	地域ケア会議を開催して、地域の課題を的確に把握し、多職種間での情報共有を図るとともに課題を解決するための手法を検討します。	介護福祉課
②総合相談・支援事業	地域において高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々ななかたちでの支援を可能とするため、総合的な相談支援の取組を行います。	介護福祉課
③権利擁護事業	「福生市高齢者虐待対応マニュアル」を活用し、高齢者虐待が疑われる場合には、必要に応じて高齢者の方を保護し、養護者の方に対しても介護負担軽減等の適切な支援を図ります。	介護福祉課
④重層的支援体制整備事業	関係部署と協力し、重層的支援体制整備事業への移行を進めます。	社会福祉課
⑤介護予防リーダー	講座を受講した市民ボランティア「介護予防リーダー」が講座で学んだことを活かし、地域で介護予防活動を行います。	介護福祉課
⑥生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター（SC）が地域などと連携し、地域資源の把握や地域課題解決のための取り組みを行います。	介護福祉課
⑦集いの場づくり	介護予防に資するゆるやかな集いの場が、地域の中に増えていくような取組を行います。	介護福祉課
⑧包括的・継続的ケアマネジメント事業	地域包括支援センターが中心となり、「福生市主任介護支援専門員連絡会」を開催し、事例検討会や研修会を通して、介護サービスの質の向上を図ります。	介護福祉課
⑨在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護支援の連携を図る窓口を設置・運営し、医療と介護が主に共通する4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）の一体的な提供に向け西多摩医師会や西多摩保健所と連携します。	介護福祉課
⑩地域包括支援センター運営協議会	年に2回、「地域包括運営協議会」を開催し、3か所の委託型地域包括支援センターが適切に機能を果たしているか等運営と課題について審議します。	介護福祉課



生活支援コーディネーターの呼びかけで、高校生ボランティアが夏休みを利用して、スマホ相談会を開催しました。

施策の方向性4 見守り支援の強化

【現状と課題】

- 福生市における高齢化率は令和5年10月時点で27.6%となっており、令和4年度に実施した高齢者生活実態調査では、高齢者世帯の類型は、高齢夫婦二人暮らしもしくは高齢単身世帯が、家族構成の約7割を占めています。
- 「東京都世帯数の予測－統計データ」によると、福生市の令和7年の高齢者世帯率は44.1%、単独高齢者世帯率は18.5%となっており、単独高齢者世帯率は、令和12年には20.5%、令和22年には24.6%となる見込みとなっており、高齢者が安全に暮らしていくためにも、地域での見守りが重要となります。
- 高齢者をターゲットとした、悪質商法や特殊詐欺等も年々複雑・煩雑化しており、加齢に伴う認知機能や判断力の低下に伴い、被害を受ける高齢者の増加も懸念されています。地域とのつながりが希薄化している昨今、高齢者世帯が、住み慣れた地域で安心して暮らすために、生活の見守り、リスクを低減する支援の整備が必要です。



【施策の方向】

- 高齢者が孤立化・孤独化しないために、地域に根差している民生委員や老人クラブ等の友愛活動や、在宅生活の継続を支援する施策を実施することで、高齢者の社会参加を促し、心身ともに健康でいきいきと暮らせるよう見守ります。
- 訪問販売、耐震に絡めた住宅改修等に関する悪質な商取引等の消費者被害や、コロナ禍における給付金施策を装った還付金詐欺等の特殊詐欺から高齢者を守るため、情報提供等の取組に努めるとともに、災害時等における安否確認や避難支援体制の整備を進め、高齢者が安全に暮らせる地域づくりに取り組みます。
- 令和4年10月に開設した高齢者見守りステーションによる訪問活動により、市内に在住する高齢者の実態把握を行い、課題や悩みがある世帯の早期発見に努めます。

【指標と目標】

指 標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
救急医療情報キット新規配布 人數	100 件	100 件	100 件

【主な施策】

施策	内容	所管課
①安全安心なまちづくりの推進	犯罪防止のための地域における自主的な活動の推進、学校等における安全の確保等総合的に施策を展開し、市民が安心して生活できる環境の整備を図ります。	防災危機管理課
②交通安全教育の推進	交通安全講習会等を実施することで、地域や団体、事業所等における交通安全思想の普及・徹底を図り、高齢者の安全確保を推進します。	道路下水道課
③訪問販売等悪質商法取引等への対応	訪問販売等悪質商法取引等による被害を防止するとともに、購入契約等を結んでも解約できることや相談体制があることを、高齢者世帯等に周知します。	セイセールス推進課
④救急直接通報システム	慢性疾患があるなど常時注意を要する状態にあり、一人暮らし等の方に無線発報器を貸与することにより、緊急事態に陥ったとき消防庁へ通報するとともに、地域の協力員の援助を受け、救急車による病院への搬送に対応します。	介護福祉課
⑤救急代理通報システム	慢性疾患があるなど常時注意を要する状態にあり、一人暮らし等の方に無線発報器を貸与することにより、緊急事態に陥ったとき民間の受信センターに通報しスタッフが対応します。	介護福祉課
⑥住宅火災直接通報システム	緊急通報システム機器に住宅用火災警報器を接続することにより、火災の発生を東京消防庁に自動通報します。	介護福祉課
⑦自動通話録音機の貸出し	振り込め詐欺等の被害防止のための自動通話録音機を無料で貸し出します。	防災危機管理課
⑧自主防災組織への支援	「福生市地域防災計画」に基づき、地域住民による自主防災組織が行う消火・救援活動を支援するため、技術的指導や資機材の整備助成等に努めます。	防災危機管理課
⑨要配慮者（避難行動要援護者）への支援	高齢者や障害のある人の中には、災害時に自力で避難できない人や、家族がいる場合でも日中は一人で過ごしている人もいるため、自主防災組織など地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、消防署や消防団、警察署、社会福祉協議会等と連携・協力し、非常時の対応を図っていきます。	防災危機管理課
⑩救急医療情報キット	救急車を呼ぶような緊急時に、意識を失うなどしてご自身の状況を救急隊員に説明できない事態が想定されます。こうした事態に備えて医療情報を入れた容器を冷蔵庫に保管することで救急医療に活かします。	介護福祉課
⑪ゲートキーパー養成講座	地域住民をはじめ、介護予防リーダーや民生委員・児童委員等の様々な分野の方を対象に、ゲートキーパー養成講座を実施し、人材を育成します。	健康課
⑫高齢者見守りシステム	高齢者見守り相談事業として訪問活動により、心配な高齢者を早期に把握し、地域包括支援センターの継続支援に繋いでいきます。	介護福祉課

施策の方向性5 在宅生活支援の充実

【現状と課題】

- 今後もひとり暮らし高齢者の増加が予想されており、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくためには、介護保険サービスの充実だけでなく、高齢者の生活実態に合わせた多様なサービスの整備が必要です。
- 高齢者生活実態調査では、在宅生活を営んでいる高齢者のうち、「階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか」という問いに、「できない」、「できるけどしていない」と回答した方の割合が4割を超えており、3年前に実施した調査と比べて1割増加しています。住環境のバリアフリー化等の充実が求められています。
- 高齢者におけるスマートフォンの所持率は、他の年代と比べて低く、緊急時の情報収集や快適な生活を営むうえで、デジタルデバイドが生じています。この格差を解消するために、デジタルデバイド対策が必要です。
- 高齢者生活実態調査によると要介護認定のある方へのご家族からの介護の頻度については、ほぼ毎日ある方が44.5%と最も多くなっており、在宅生活継続のため、家族への支援が必要です。



【施策の方向】

- 高齢者の多様化するニーズを十分に把握し、生活支援サービス等の介護保険外の福祉サービスについても適切に提供します。
- 高齢者が自宅で安心して暮らしていけるよう、住宅のバリアフリー化への給付や高齢者向け住宅への入居支援を行います。また、介護予防・フレイル予防のための施策を展開していきます。
- デジタルデバイド対策として、スマートフォンを所持していない高齢者を対象に、スマートフォン本体と周辺機器を無償で貸与する事業を実施し、情報弱者である高齢者の格差是正を図ります。
- 介護者の交流会など家族等が集い、情報交換や交流できる場の充実など、介護家族への支援を充実します。
- 働きながら介護を続けている介護者が介護離職とならないよう、効果的なサービス提供を図ります。

【指標と目標】

指 標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立支援住宅改修給付事業 新規改修件数	32 件	32 件	32 件

【主な施策】

施策	内容	所管課
①自立支援日常生活用具給付事業	腰掛便座、入浴補助用具、歩行支援用具、スロープ（傾斜路）、シルバーカー（手押し車）などを給付します。	介護福祉課
②自立支援住宅改修給付事業	手すりの設置、床段差の解消、床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への取替え、浴槽及び給湯設備の改修、流し洗面台の取替えなどを行います。	介護福祉課
③家具転倒防止装置設置事業	高齢者のみの世帯において、家屋の家具に転倒防止装置を取り付けます。	介護福祉課
④生活支援ショートステイ事業	基本的生活習慣の欠如、対人関係が成立しないなど社会適応が困難な高齢者に、短期間の宿泊により日常生活に対する指導・支援を行い、要介護状態への進行を予防します。	介護福祉課
⑤配食サービス事業	食事の調理が困難な高齢者を対象に、ボランティア等が食事を配達し、安否を確認します。	介護福祉課
⑥おむつ等助成事業	常時臥床の状態又はこれに準ずる状態の高齢者に、おむつ等の助成を行います。	介護福祉課
⑦訪問理美容サービス事業	理髪店又は美容院に出向くことが困難な高齢者に、訪問理美容サービスを提供します。	介護福祉課
⑧図書館資料宅配貸出事業	寝たきりの状態又はこれに準ずる状態の高齢者等の自宅に図書等を配達します。	図書館
⑨移送サービスの支援	移送サービスを必要とする人のために、運転ボランティアの協力を得て、車いす専用車（ハンドィキャブ）を運行します。	介護福祉課
⑩ハンドィキャブの貸出し支援	歩行困難な高齢者等の外出に際して、家族や知人に車いす専用車（ハンドィキャブ）を貸し出します。	介護福祉課
⑪福祉バスの運行	交通弱者である高齢者等を対象に市内の福祉施設を巡回するバスを運行します。	介護福祉課
⑫高齢者用市営住宅の運営（シルバーハウス）	住宅に困窮する高齢者のために、市営住宅を運営します。 生活協力員を配置し、日々の見守りを行います。	まちづくり計画課 介護福祉課
⑬居住支援特別給付金	高齢者の居住の安定と福祉の向上を図るため、家賃の一部を助成します。	介護福祉課
⑭高齢者デジタルデバイド対策事業	スマートフォンの保有率が他の年代と比較して低い高齢者に対して、スマートフォン及び周辺機器を無償で貸与します。	介護福祉課
⑮生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター（SC）が地域などと連携し、地域資源の把握や地域課題解決のための取り組みを行います。	介護福祉課

3 基本方針Ⅲ 認知症と共に生きる地域に向けて

施策の方向性6と7では、認知症について取り上げます。

令和5年6月14日、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進するための認知症基本法が成立しました。

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定することが努力義務となりました。

◆ 「認知症基本法」の7つの基本理念

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

「認知症基本法」の内容から、認知症当事者を中心とした認知症施策をその地域ごとに行ってこうという姿勢が感じられます。認知症になっても安心して暮らせるまちにしていくには、これをいかに具体的な取組として実践していくかにかかっています。

～現在行われている様々な取組～



「認知症サポーター養成講座」
中学校で行った講座の風景です。
様々な年代の認知症サポーターが
増えていきます



「認知症サポーターステップアップ講座」
認知症サポーターが具体的な活動を見据え
てさらに学びを深めます。

「認知症ケアパス」
認知症相談の道しるべです



講演会「家族が語る、認知症」
認知症の方のご家族の立場から語っていただき
認知症の介護の理解を深めました。

「オレンジカフェ」
認知症の方や家族、地域の方が気軽に
参加できる場として様々な特色のカフェ
があります。

「認知症家族の会」
色々な立場で介護に携わる家族が集い、
みんなで語り聞き合い分かり合える場とな
っています。

施策の方向性6 認知症の理解促進

【現状と課題】

- 認知症は脳の疾患など様々な要因により発症する脳の不可逆的変化で、高齢化の進行とともに今後も増加が見込まれています。認知症になると喪失体験や様々な不安が起こり、症状の進行に伴って家族の介護負担も大きくなります。
- 国では、平成17（2005）年から認知症について正しく理解し、認知症の方をあたたかく見守る「認知症サポーター」を増やす取組を行ってきました。福生市では現在、延べ3,600人以上の方が認知症サポーター講座を受講しました。
- 認知症について正しく理解し、「認知症は自分事」「誰がなってもお互い様」と思う方がもっと増えていくように、今後も正しい知識を普及啓発していくことが大切です。



【施策の方向】

- 認知症になっても本人やその家族が地域で安心して暮らしていけるように、認知症の人と地域住民の地域社会における共生の推進と、本人とその家族を支える相談支援体制やサービス基盤の整備・強化を図ります。
- 認知症サポーター養成講座を積極的に開催し、認知症サポーターのさらなる増員を目指すとともに、認知症サポーターが具体的に地域で認知症の方の見守りなどをできるような仕組みをつくっていきます。
- 小・中学校での認知症サポーター養成講座を実施し、若い世代にも認知症の知識を広め、それぞれの立場で認知症の人を温かく見守るまちを目指します。
- 認知症になっても、その方らしく活躍し続けることができるようサポートする「チームオレンジ」の立上げ、取組を推進していきます。
- 認知症になることを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにするといった意味での「予防」に関しても取組を進めていきます。認知症ケアパスを活用し、状態に応じた適切なサービス提供の流れを周知します。
- 認知症初期スクリーニングを普及・啓発するとともに、関係機関や地域の人を通じて認知症の人や認知症の可能性がある人を可能な限り早く把握し、必要なケアやサービスにつなげる早期対応の体制を整備します。

【指標と目標】

指 標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座 参加者数	300人	300人	300人

【主な施策】

施策	内容	所管課
①認知症サポーター養成講座	認知症について正しく理解し、認知症の方を温かく見守る「認知症サポーター」がさらに増えるように、幅広い年代に対して講座を行っていきます。	介護福祉課
②認知症サポーターステップアップ講座	認知症サポーターがさらに学びを深めることで、地域で見守る体制づくりを行います。 「チームオレンジ」の一員として、認知症についての学びを深めていきます。	介護福祉課
③オレンジカフェ	認知症の方やその家族、地域の方など誰でも気軽に立ち寄り、ほっとしたひと時を過ごせる場が増えるように、色々な特色的オレンジカフェの開催を支援します。	介護福祉課
④チームオレンジの立上げ	認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぎ、認知症になってしまっても安心して暮らし続けられる地域づくりの具体的な活動を行います。	介護福祉課
⑤権利擁護事業	認知症等により判断能力が低下してきた高齢者が、尊厳を保ちながら住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう、成年後見センターと連携を図り、成年後見制度等の利用促進を図ります。	介護福祉課

「認知症サポーターカード」

認知症サポーター養成講座を受講した方に
認知症を正しく理解し認知症の方をあたたかく見守るサポーターの証としてお渡しします。



施策の方向性7 認知症高齢者と家族の支援

【現状と課題】

- 人は年を重ねると心身機能が低下し、認知症になりやすくなります。超高齢社会では、認知症の方の増加が予測されます。ここ数年のコロナ禍生活がきっかけで、認知症の高齢者がさらに増加するものと思われます。
- 令和4（2022）年の国民生活基礎調査より、要介護認定者の介護が必要になった原因として、第1位に認知症が上がっています。福生市の要介護認定者でも認知機能の低下を伴う方が増えており、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、介護保険以外のサービス、地域資源も充実させていく必要があります。
- 高齢者生活実態調査から、認知症に関する相談窓口を知らないと回答した方が72.5%となっており、知っていると回答した21.5%を大きく上回りました。相談機関につながる時期が遅れることで、症状や状態の進行が心配されます。
- 高齢者生活実態調査によると、主な在宅介護者が不安に感じる介護の第1位は、「認知症状への対応」という結果になっています。



【施策の方向】

- 西多摩圏域の専門機関である「認知症疾患医療センター」と連携を図り、初期集中支援チームを活用した認知症の方や家族に早期介入を行っていきます。
- 認知症支援コーディネーターと認知症初期集中支援チームが連携を図り、認知症の早期診断・早期対応体制、関係機関の連携体制を強化し、包括的かつ集中的なアセスメントや支援を図ります。
- 認知症家族の会の活動やオレンジカフェを支援していくことで、認知症の方やその家族にとって安心できる居場所が増え、暮らしやすいまちづくりを推進します。
- 認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置して、認知症の人や認知症の家族の在宅生活を支援します。
- 行政や医療・介護・福祉の関係者、民生委員をはじめとする地域の人や団体が連携し、認知症の人や認知症と思われる人を地域ぐるみで見守るネットワークを構築します。
- 成年後見制度の周知と利用促進を図り、認知症の高齢者などへの支援を行います。

【指標と目標】

指 標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者見守りキーホルダーアイロングシールの延べ登録者数	200人	225人	250人

【主な施策】

施策	内容	所管課
①認知症高齢者位置情報探索機器貸与事業	位置探索システム専用端末機を貸与することにより、認知症等の高齢者が徘徊して行方不明になった場合に、現在位置を速やかに特定するなどの家族支援を行います。	介護福祉課
②高齢者見守り キーホルダー・アイロンシール	登録番号や連絡先の入ったキーホルダーとアイロンシールを交付し、身に着けることで緊急時に身元の確認ができ、家族等へ迅速に連絡を取ることができます。	介護福祉課
③認知症総合支援事業	地域包括支援センターに認知症支援コーディネーターを配置し、認知症の早期診断・早期対応体制、関係機関のネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援を行います。	介護福祉課
④認知症ケアのネットワークづくり	地域で暮らす認知症の方、ご家族の支援に、行政、地域包括支援センター、初期集中支援チーム、医療機関が一体となって取り組みます。	介護福祉課
⑤認知症カフェ	認知症カフェ（オレンジカフェ）を開催し、認知症の人とその家族との交流の場をつくります。	介護福祉課
⑥認知症家族の会	認知症家族の会メンバーで、支え合い会の活動が継続されるよう支援します。また、チームオレンジ立ち上げの際は、連携して取り組めるような関係を築きます。	介護福祉課
⑦チームオレンジの立ち上げ	認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーター等の支援をつなぎ、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりに向けた活動を行います。	介護福祉課
⑧認知症初期集中支援チーム	早期の段階で初期集中支援チームの支援に繋いでいくよう、認知症支援コーディネーターを中心に連絡を取り合い連携を図ります。	介護福祉課
⑨拠点型の認知症疾患医療センターとの連携	センターが開催する各種会議や連絡会に参加し、他市町村との情報交換や西多摩地区の課題に対し取り組めることについて考えていきます。	介護福祉課
⑩地域型の認知症疾患医療センターとの連携	地域型の認知症疾患医療センターを活用し、地域に根ざした認知症施策の充実に努めます。	介護福祉課



「高齢者見守りキーホルダー」
登録番号と連絡先を記載したキーホルダーです。身に着けることで、緊急時に家族等へ迅速に連絡をとることができます。

4 基本方針IV 地域で支えあう介護の実現

施策の方向性8 介護保険事業の円滑な運営

【現状と課題】

- 本計画期間中には、団塊の世代のすべてが後期高齢者となる令和7（2025）年を迎え、さらなる介護サービスの利用者数や利用量の増加が予測されます。高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきとした生活を送ることができるように、介護保険制度の持続可能性の確保や、受給環境の整備を図る必要があります。
- 介護保険制度の適正な事業運営を図るため、利用者に対する必要な介護サービスを確保するとともに、適切な給付に努め、介護保険料の増大を抑制していく必要があります。
- 厚生労働省が公表した、第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数によると、東京都内では、令和7（2025）年には、約3万人、令和22（2040）年には、約7万人の介護人材の不足が懸念されています。安定した介護サービスを提供できる体制を維持するため、介護人材の確保・定着のための取組が必要です。
- 介護分野には、様々な文書負担があり、介護職員の業務を圧迫しています。文書負担を軽減し、専門職が利用者のケアに集中できるよう、ICT等を活用した介護現場の生産性向上が求められます。



【施策の方向】

- 介護保険給付の適正化や、サービス事業者への支援及び指導を行うなどサービスの質の向上に努めます。
- 国の「介護給付費適正化計画に関する指針」及び東京都の「介護給付適正化計画」に基づき、給付適正化事業の推進に努めます。
- 介護職員が専門性を高め、やりがいをもって業務に取り組めるよう、資格取得やスキルアップを支援し、利用者や家族にとって、安心して質の高いサービス提供を受けられる環境整備に取り組みます。
- ICT等の導入により、介護現場における文書負担を軽減し、利用者に質の高いサービスを提供する体制が整備できるよう支援します。

【指標と目標】

指 標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプラン点検実施件数	6 件	7 件	8 件

【主な施策】

施策	内容	所管課
①介護（予防）給付	一人ひとりの状況にあった適切な介護（予防）サービスを選択できるよう体制整備等を図ります。	介護福祉課
②介護予防・生活支援サービス事業	要介護状態になることを予防し、できる限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう体制整備等を図ります。	介護福祉課
③低所得者への配慮	介護保険料の多段階設定、特定入所者介護（予防）サービス費の支給、生計困難者に対する利用者負担軽減事業等、低所得の方へ配慮した施策を実施します。	介護福祉課
④介護保険制度・サービス等の情報提供	制度やサービスのパンフレットを作成し、配布するなど、介護保険制度の普及啓発を行うとともに、介護サービスの利用に当たり、適切なサービスを選択できるよう、情報を提供します。	介護福祉課
⑤介護給付の適正化	介護保険制度の適正な事業運営を図るため、国の「介護給付適正化計画に関する指針」及び東京都の「介護給付適正化計画」に基づき、給付の適正化に取り組みます。	介護福祉課
⑥福祉サービス第三者評価受審費補助金	福祉サービス第三者評価を受審する認知症高齢者グループホームに対し、その経費の一部を補助することで、受審を促進し、利用者の適切なサービス選択を支援します。	介護福祉課
⑦包括的・継続的ケアマネジメント事業	地域包括支援センターが中心となり、「福生市主任介護支援専門員連絡会」を開催し、事例検討会や研修会を通して、介護サービスの質の向上を図ります。	介護福祉課
⑧介護サービス事業所に対する実地指導及び集団指導の推進	介護保険制度への信頼性の維持及び制度の持続可能性を高めるため、介護サービス事業者に対する実地指導や指導・監督を強化するとともに、東京都が実施する介護サービス事業者への実地指導への同行指導を継続し、事業者の質の向上と介護給付の適正化を図ります。	社会福祉課 介護福祉課
⑨介護人材の確保・定着に向けた取組	介護サービス事業所における介護人材の確保・定着・スキルアップ等を支援することで、人材不足によるサービス提供困難を防ぎ、質の高いサービスの提供体制の確保に取り組みます。	介護福祉課
⑩介護現場の生産性向上の推進	介護事業所の指定申請等における「電子申請届出システム」の利用勧奨や、業務におけるICT機器等の導入支援により、介護現場における文書負担を軽減します。	介護福祉課

介護給付適正化計画

介護保険制度の適正な事業運営を図るために、利用者に対する必要な介護サービスを確保するとともに、適切な給付に努め、介護保険料の増大を抑制していく必要があります。

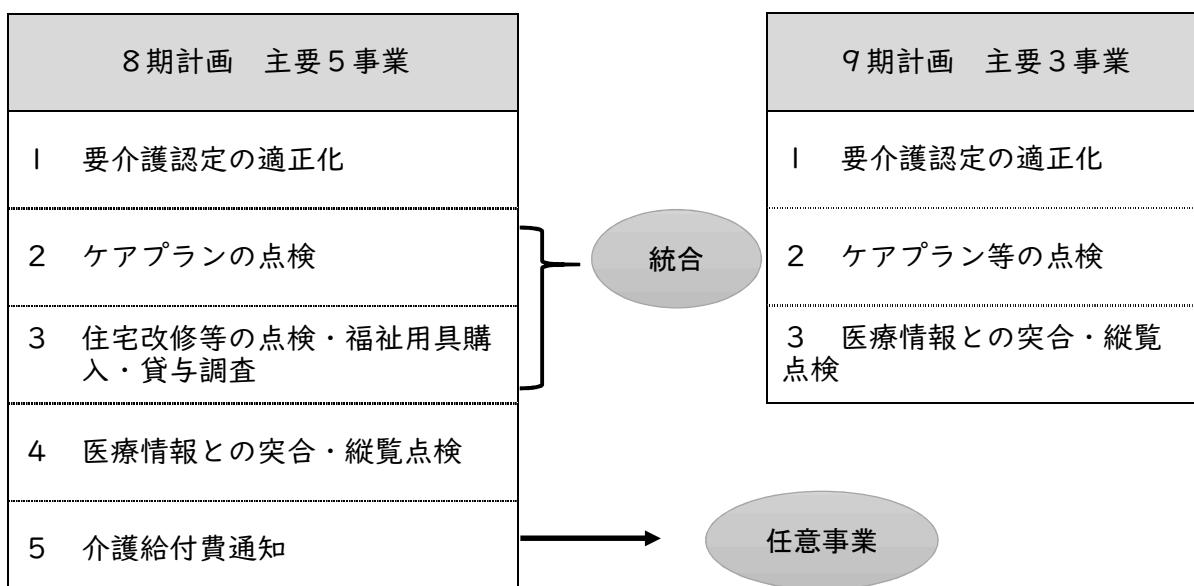
第8期計画期間においては、国の「介護給付適正化計画に関する指針」及び東京都の「介護給付適正化計画」に基づき、「介護給付適正化計画」を策定し、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」及び「介護給付費通知」の主要5事業について、実施に取り組んできました。

第9期計画では、国が主要5事業から主要3事業へ再編したことにより、「要介護認定の適正化」、「ケアプラン等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」を推進します。

給付適正化主要5事業の再編について

給付適正化主要5事業のうち、費用対効果を見込みづらい「介護給付費通知」が任意事業として位置付けられ、主要事業から除外されました。また、実施の効率化を図るため「住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査」を「ケアプラン等の点検」に統合し、これに「要介護認定の適正化」、「医療情報との突合・縦覧点検」を合わせた3事業が給付適正化主要事業として再編されました。

【再編内容】



事業名	事業内容と取組	目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 要介護認定の適正化	<p>【事業の趣旨】 要介護認定調査の内容について、調査員及び居宅介護支援事業所等から提出された調査票の各項目を審査・点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図る。</p> <p>【取組内容】 国の要介護認定適正化事業における業務分析データを使用し、定期的に勉強会を実施することで、調査基準・判断の差異及び不整合が生じないように努める。</p>	実施 6回	実施 7回	実施 8回
2 ケアプラン等の点検	<p>【事業の趣旨】 ・介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成した居宅介護サービス計画等の記載内容について、訪問や提出による調査を行い、介護支援専門員と自立支援に資するケアマネジメントの考え方を共有する。 ・利用者の身体状況等を踏まえた住宅改修・福祉用具の利用となるよう、点検を行い、適正な給付に努める。</p> <p>【取組内容】 ・東京都の「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」に沿って、ケアプランがケアマネジメントの過程を踏まえた適切なものであるかを介護支援専門員とともに検証確認し、健全な給付の実施を図る。 ・住宅改修及び福祉用具利用の申請時に、全件を対象に、必要性や実態確認、カタログや見積書等の点検等を行うとともに、必要に応じてリハビリテーション専門職等から助言を受ける等により、点検の質の向上を図る。</p>	プラン 点検数 6件	プラン 点検数 7件	プラン 点検数 8件
3 医療情報との突合・縦覧点検	<p>【事業の趣旨】 利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供サービスの整合性や算定回数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な対応を行う。また、医療担当部署とのさらなる連携体制を構築し、医療と介護の重複請求を排除する。</p> <p>【取組内容】 ・東京都国民健康保険団体連合会へ委託をし、データ等を活用した点検を行う。 ・委託外分については、有効性が高いと見込まれる帳票に重点化し、効率的に点検を実施する。</p>	委託外分 重点化 対象帳票 100% 実施	委託外分 重点化 対象帳票 100% 実施	委託外分 重点化 対象帳票 100% 実施

低所得者等への配慮

介護保険制度の持続可能性向上のため、低所得者に配慮した取組を実施します。

事業名	事業内容
ア 特定入所者介護（予防）サービス費の支給	要介護者で低所得の方が介護保険施設サービスや短期入所サービスを利用した場合、及び要支援者で低所得の方が短期入所サービスを利用した場合、食費・居住費について補足給付を行い、利用者の負担軽減を図ります。
イ 高額介護（予防）サービス費の支給	介護サービスを利用した要介護者及び要支援者が支払った利用者負担額が一定の上限を超えた場合に、超えた額を支給します。
ウ 高額医療合算介護（予防）サービス費の支給	各医療保険における世帯内で、介護保険及び医療保険の自己負担額を年間で合算し、一定の上限額を超えた場合に、超えた額を支給します。
エ 障害者施策によるホームヘルプサービス利用者に対する助成	障害者施策によるホームヘルプサービス事業を利用していた低所得の障害者が、介護保険制度の適用を受けることになった場合に、利用者負担額を全額免除して利用者の負担軽減を図ります。
オ 生計困難者に対する利用者負担軽減事業	低所得で生計が困難な方について、介護保険サービスを提供する社会福祉法人及び介護保険サービス事業者が、利用者負担の軽減を行います。
カ 保険料多段階設定	被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階の設定を行います。
キ 保険料減免・徴収猶予	災害等により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合や、収入が著しく減少した等の一定の基準に該当する場合は、保険料の減免・徴収猶予を行います。
ク 利用者負担割合の変更	災害等により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合や、収入が著しく減少した等の一定の基準に該当する場合は、利用者負担の減額・免除を行います。
ケ 要介護旧措置入所者への対応	介護保険制度の施行以前から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所していた旧措置入所者については、介護保険利用者負担が従前の費用徴収額を上回らないように軽減措置を設けており、当分の間適用されます。

口は健康の入口

延ばそう、健康寿命！

～見落とされがちな「オーラル（お口の）フレイル」～

食事をおいしく楽しむにはお口の健康維持が欠かせません。
お口も体の一部ですので、老化に伴い機能が低下していきます。
体操や筋トレをして体をメンテナンスするように、
お口の健康にも意識をして取り組みましょう。



お口の健康の維持には、かかりつけの歯医者さんをもち、定期的にチェックしてもらうのがよいでしょう。そこで歯を健康に保つためのセルフケアを学び実践します。

また、しっかり噛んでのみこむ（咀嚼、嚥下）という機能の維持には、自宅で取り組めるお口の体操をおすすめします。

施策の方向性⑨ 介護を支える地域づくり

【現状と課題】

- 高齢者人口の増加とともに、今後さらに増加が見込まれる認知症高齢者や医療ニーズの高い重度の要介護者が、地域で安心して暮らし続けるために、一人ひとりの状況にあったきめ細かいサービス提供が行われるよう、制度やサービスの情報提供や相談体制を充実させる必要があります。
- 高齢者生活実態調査によると、介護のために働き方や勤務時間の調整等を行っている方が 66.0%いらっしゃることが分かりました。在宅介護を推進する上で、家族への支援の充実が求められています。
- 高齢者生活実態調査によると、主な介護者の方は、配偶者及び子が 82.8%、年代は 50 代以上の方が 90.8% でした。介護者の方の負担を軽減し、孤立しないための取組が求められます。



【施策の方向】

- 一人ひとりの状況にあった適切なサービスを選択できるようにするために、必要な情報を誰もが入手できるよう、様々な方法でサービス事業者に関する情報などの情報提供を行います。
- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず包括的に受け止めるための相談支援のあり方や、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例を支援するため、重層的支援体制整備事業の移行に向け連携を図ります。
- 町会・自治会、民生委員、N P O 法人、各種ボランティア、老人クラブ、社会福祉協議会、地域住民をはじめとする地域の関係者や団体と連携して、拠点となる地域包括支援センターを中心とした医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の五つのサービスを一体的に提供できる体制を整備します。
- 介護と医療を必要とする重度の高齢者が、住み慣れた地域で安心して療養生活を送るために、在宅療養に関する相談窓口の充実や関係機関との会議を開催するなど、在宅医療と介護の連携を推進します。

【指標と目標】

指 標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア会議の開催	2回	2回	2回

【主な施策】

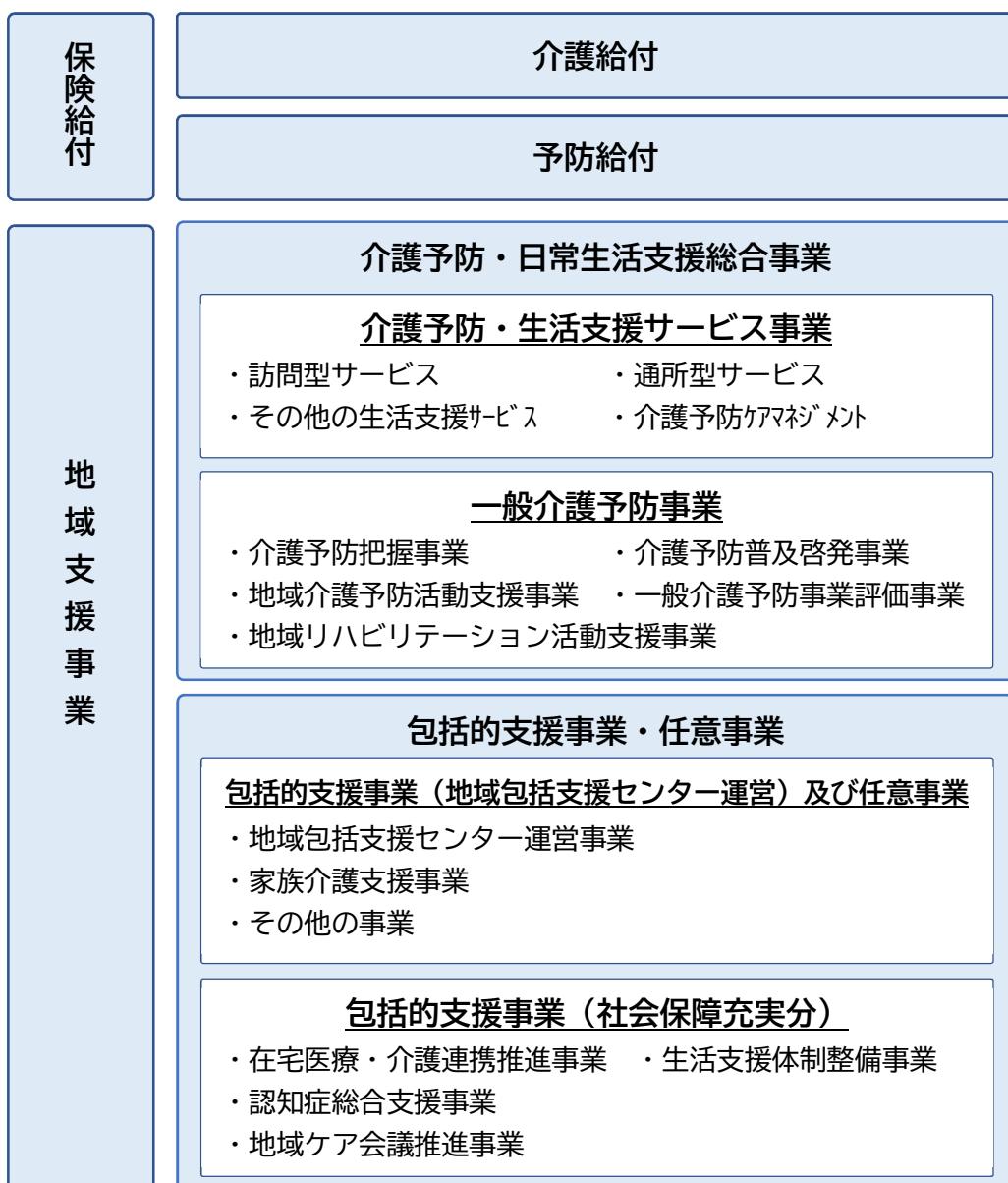
施策	内容	所管課
①介護保険制度・サービス等の情報提供【再掲】	制度やサービスのパンフレットを作成し、配布するなど、介護保険制度の普及啓発を行うとともに、介護サービスの利用に当たり、適切なサービスを選択できるよう、情報を提供します。	介護福祉課
②地域包括支援センター事業の展開	高齢者の介護予防から見守り、地域ケアまで総合的に推進する拠点として、地域の高齢者のニーズに応じた事業を実施します。	介護福祉課
③重層的支援体制整備事業【再掲】	関係部署と協力し、重層的支援体制整備事業への移行を進めます。	社会福祉課
④家族介護支援事業	介護を担っている家族に対して、介護方法、健康づくり等についての知識、技術の習得を目的とした教室を開催します。また、介護を担う家族のレスパイトを行い、心身のリフレッシュを図ることを目的に、ショートステイ制度を活用するなどの配慮を加えながら介護者相互の交流会を実施し、参加者を支援します。	介護福祉課
⑤総合相談支援・権利擁護事業	地域において高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々ななかたちでの支援を可能とするため、総合的な相談支援や権利擁護の取組を行います。	介護福祉課
⑥虐待の防止	「福生市高齢者虐待対応マニュアル」を活用し、高齢者虐待が疑われる場合には、必要に応じて高齢者の方を保護し、養護者の方に対しては介護負担軽減等の適切な支援を図ります。	介護福祉課
⑦地域ケア会議の開催【再掲】	介護保険法の規定に基づき、高齢者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制の検討を行います。	介護福祉課
⑧在宅医療・介護連携推進事業【再掲】	在宅医療・介護支援の連携を図る窓口を設置・運営し、医療と介護が主に共通する4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）の一体的な提供に向け西多摩医師会や西多摩保健所と連携します。	介護福祉課

I 介護保険事業の体系

(1) 介護保険事業の体系

介護保険料を財源とする事業には、保険給付事業と地域支援事業があります。

地域支援事業は、要介護・要支援状態になることを予防するとともに、社会に参加しつつ、地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業です。



(2) 保険給付サービスの体系

介護保険制度に基づく保険給付は次のとおりです。

保険給付は、要介護（要介護1～5）者を対象とする介護給付サービスと、要支援（要支援1・2）者を対象とする予防給付サービスがあります。

介護給付

●居宅サービス

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具購入費
- ・住宅改修費
- ・特定施設入居者生活介護

予防給付

●介護予防サービス

- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・特定介護予防福祉用具購入費
- ・介護予防住宅改修費
- ・介護予防特定施設入居者生活介護

●地域密着型サービス

- ・定期巡回・隨時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・地域密着型通所介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護

●地域密着型介護予防サービス

- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護

居宅介護支援

介護予防支援

●施設サービス

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院

2 介護保険事業の利用状況

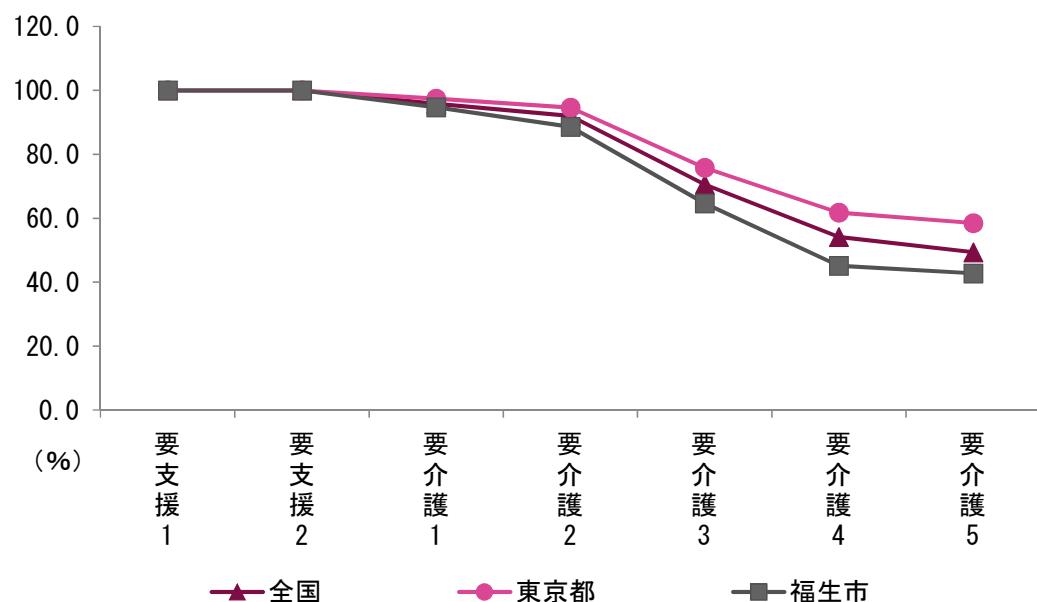
- 福生市の令和4年度の介護サービス利用率は、77.6%で、全国及び東京都平均と比較して高い利用率でした。
- 要介護度別に見た、在宅・居住系サービスの利用者割合は、全国及び東京都平均と比較すると、介護度が重くなるほどに利用割合が低下し、在宅での生活が困難になっていることがうかがえます。
- 要介護度別に見た施設サービス受給率でも、全国や東京都平均と比較して、受給率は高い傾向にあります。
- 各サービスごとに、第8期計画期間中の利用状況をまとめました。なお、令和5（2023）年度については、国から提供された「地域包括ケア見える化システム」の将来推計機能を使用した推計値等を掲載しています。

【介護サービス利用率の比較】

	全国	東京都	福生市
介護サービス利用率	76.5%	73.4%	77.6%

資料：見える化システム

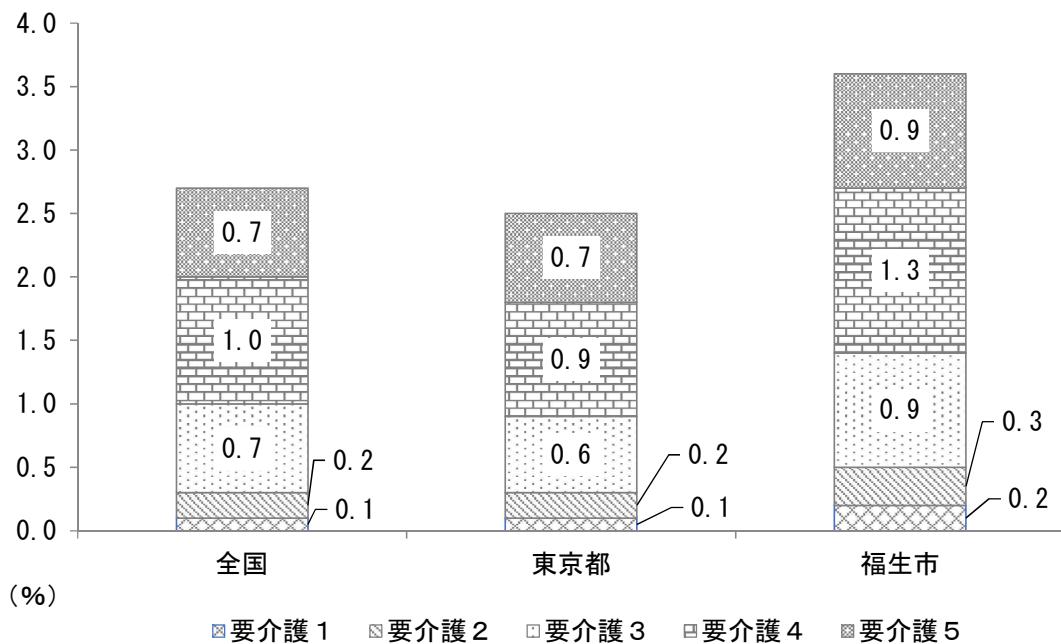
【第1号被保険者の要介護度別在宅・居住系サービス利用者割合】



(時点) 令和4年(2022年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

【要介護度別施設サービス受給率】



(時点) 令和4年(2022年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3,4,5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

【第8期の総事業費】

(単位：千円)

	令和3年度実績 (2021)	令和4年度実績 (2022)	令和5年度見込 (2023)
総事業費	4,273,918	4,460,867	4,804,045
標準給付費	4,090,507	4,248,907	4,541,556
総給付費	3,823,173	3,997,658	4,269,978
在宅サービス	1,776,452	1,910,375	1,978,504
居住系サービス	280,443	300,461	336,702
施設サービス	1,766,277	1,786,822	1,954,771
その他経費	267,334	251,249	271,578
地域支援事業費	183,411	211,960	262,489
介護予防・日常生活支援総合事業	113,420	105,719	154,513
包括的支援事業及び任意事業 (地域包括支援センターの運営)	66,295	80,949	81,376
包括的支援事業（社会保障充実分）	3,696	25,292	26,600

※端数処理の関係で、合計金額に差異が生じています。

※その他経費…特定入所者介護サービス費等、高額介護サービス費等、高額医療合算介護サービス費等、算定対象審査支払手数料

- 在宅サービス…訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）、短期入所療養介護（介護医療院）、福祉用具貸与、福祉用具購入費、住宅改修費、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護
- 居住系サービス…特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
- 施設サービス…介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

(1) 居宅サービス・介護予防サービスの利用状況

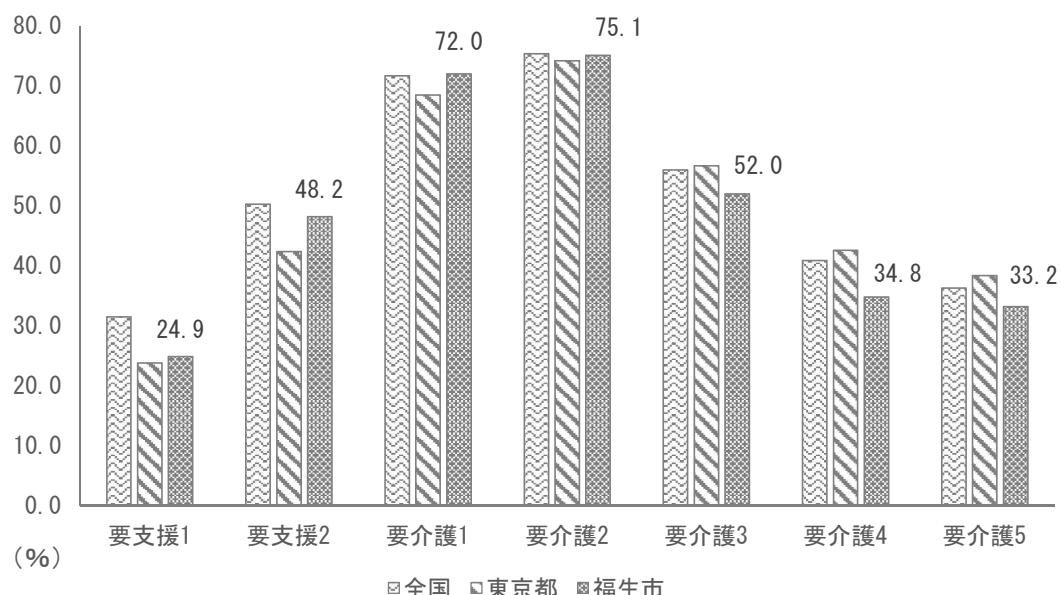
- 居宅サービスの利用者数は増加しており、令和4(2022)年度には1,549人と、平成30(2018)年度と比較し、272人、21.3%増加しています。
- 在宅サービス利用率を要介護度別にみると、要介護2で利用率が最も高くなり、以降介護度が重くなるにしたがい、利用率は低くなります。
- 特に利用実績の伸びが大きいサービスは、訪問看護と介護予防通所リハビリテーションで、どちらも、計画値を大きく上回るとともに、前年度と比較して給付費が増大しています。

【居宅サービス利用者数の推移】

区分	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
居宅サービス利用者数	1,277人	1,348人	1,388人	1,451人	1,549人

資料：事務報告（各年度3月末現在）

【在宅サービスの要介護度別利用率】



(資料：見える化システム 令和4年)

【給付費の増加率が高い主なサービス】

(単位：円)

		第8期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問看護	計画値	154,143,000	161,030,000	167,763,000
	実績値	174,516,496	200,168,166	215,848,000
	対計画比	113.2%	124.3%	128.7%
介護予防 通所リハビリテーション	計画値	9,623,000	10,149,000	11,449,000
	実績値	4,685,423	8,823,288	15,808,000
	対計画比	48.7%	86.9%	138.1%

(資料：見える化システム)

(2) 地域密着型（介護予防）サービスの利用状況

- 地域密着型サービスについては、令和3（2021）年度に認知症対応型共同生活介護事業所が1事業所（2ユニット定員18人）開所したことにより、利用実績が増加しています。

【地域密着型サービスの利用者数推移】

区分	平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)
地域密着型サービス利用者数	165 人	175 人	188 人	215 人	229 人

資料：事務報告（各年度3月末現在）

【給付費の増加率が高い主なサービス】

（単位：円）

地域密着型サービス		第8期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
認知症対応型共同生活介護	計画値	58,721,000	64,535,000	70,501,000
	実績値	75,800,259	91,849,575	101,182,000
	対計画比	129.1%	142.3%	143.5%

(3) 施設サービスの利用状況

- 施設利用者数は増加傾向にあります。なかでも、介護老人福祉施設は、令和4（2022）年度には370人と、平成30（2018）年度と比較し、64人、21%増加しています。
- 介護療養型医療施設は令和5（2023）年度末で廃止となりました。

【施設サービスの利用者数推移】

区分	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
介護老人福祉施設	306人	308人	342人	349人	370人
介護老人保健施設	159人	171人	169人	158人	150人
介護医療院	1人	7人	9人	13人	21人
介護療養型医療施設	25人	19人	13人	4人	2人
合計	491人	505人	529人	524人	543人

資料：事務報告（各年度3月末現在）

【給付費の増加率が高い主なサービス】

（単位：円）

施設サービス	第8期			
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	
介護老人福祉施設	計画値	1,055,589,000	1,068,841,000	1,081,725,000
	実績値	1,110,784,379	1,155,314,019	1,232,791,000
	対計画比	105.2%	108.1%	114.0%

(4) 地域支援事業の利用状況

主に要支援・要介護に該当しない高齢者を対象とした介護予防に関する事業で、運動機能の向上や栄養指導、認知症予防等の様々なプログラムを実施しています。

【介護予防・日常生活支援サービス事業費の実績】

(単位：円)

介護予防・日常生活支援サービス事業	第8期		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問型サービス	20,771,985	17,764,016	29,169,000
通所型サービス	58,776,745	57,241,099	79,422,000
短期集中通所型サービス		1,012,500	2,700,000

【一般介護予防事業】

	令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)	
	実施回数 (クール)	参加者数 (人)	実施回数 (クール)	参加者数 (人)	実施回数 (クール)	参加者数 (人)
複合型介護予防教室	2	130	3	191	3	239
認知症予防教室	2	37	3	51	3	53
柔道整復師筋力向上 トレーニング	2	330	3	478	3	467
高齢者いきいき 体操教室	3	44	5	60	6	92

資料：事務報告（3月末現在）

【地域介護予防活動支援事業】

	令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)	
	実施回数 (回)	参加者数 (人)	実施回数 (回)	参加者数 (人)	実施回数 (回)	参加者数 (人)
運動指導員派遣	42	508	109	1,312	130	1,358

資料：事務報告（3月末現在）

【介護予防普及啓発事業】

	令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)	
	実施回数 (回)	参加者数 (人)	実施回数 (回)	参加者数 (人)	実施回数 (回)	参加者数 (人)
理学療法士出張相談	0	0	2	34	1	18

資料：事務報告（3月末現在）

【介護サポーター事業】

	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)
介護サポーター事業登録者数(人)	53	48	46	26	23

資料：事務報告（各年度3月末現在）

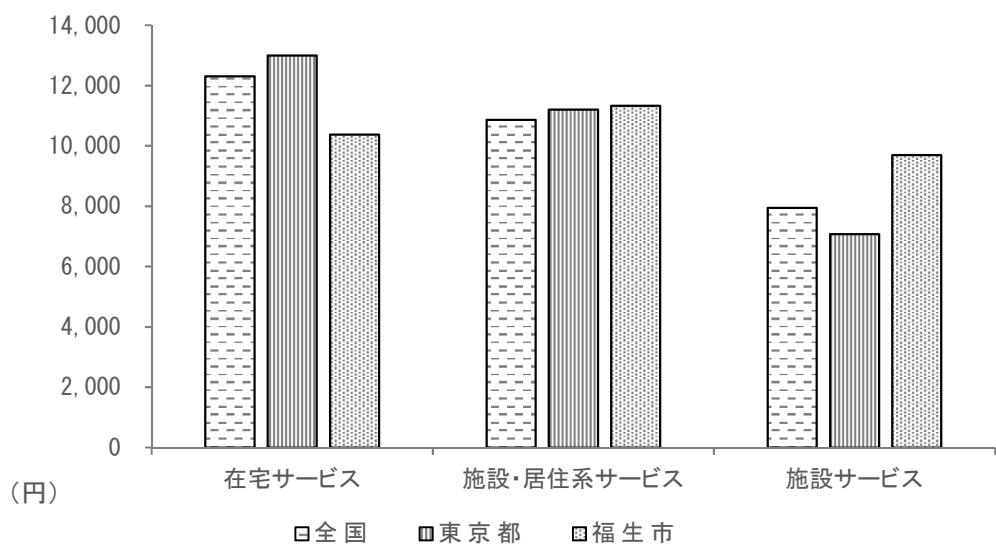
(5) サービス系列別一人当たり給付月額

サービス系列別第1号被保険者一人当たりの給付月額（令和4（2022年）性・年齢調整前）について、全国や東京都平均と比較すると、在宅サービスの給付月額は低く、施設サービスが高いことが分かります。施設サービスの第1号被保険者一人当たりの給付月額は、26市で3番目に高い金額です。

【サービス系列別第1号被保険者一人当たり給付月額】

	全国	東京都	福生市
在宅サービス	12,311円	12,995円	10,372円
施設・居住系サービス	10,865円	11,207円	11,334円
施設サービス	7,948円	7,079円	9,702円

資料：見える化システム（令和4（2022）年）（性・年齢調整前）



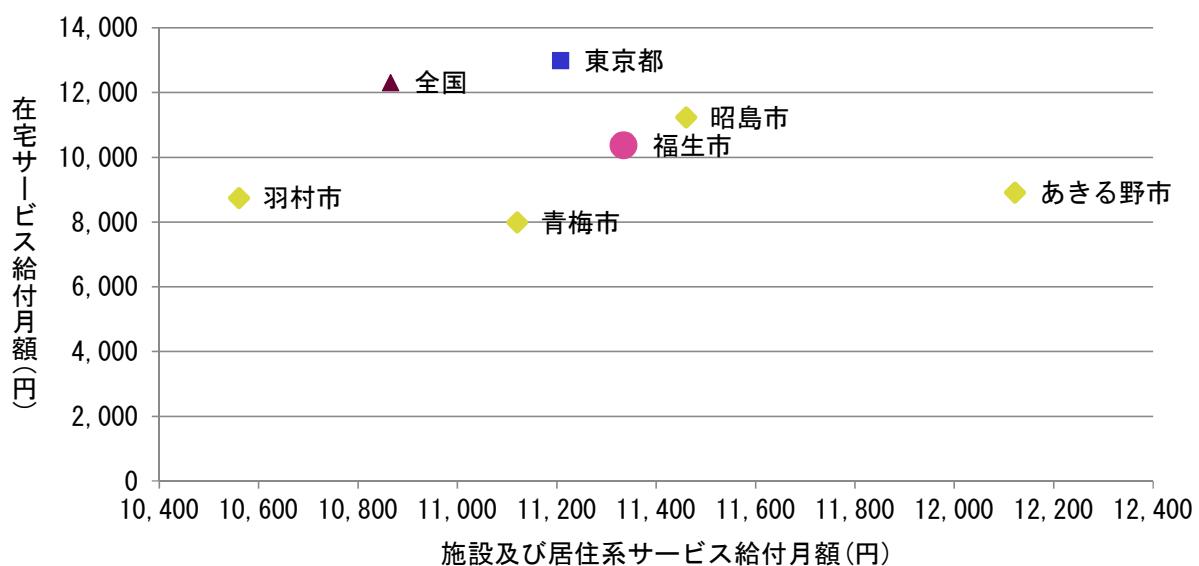
●施設サービス

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

●施設及び居住系サービス

施設サービスと認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

【第Ⅰ号被保険者一人あたり給付月額（在宅サービス・施設及び居住系サービス）】



(時点) 令和4年(2022年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3,4,5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

3 介護保険事業の展開

(Ⅰ) 居宅サービス・介護予防サービスの利用見込み

- 居宅サービスには、介護や入浴介護、看護、リハビリなどのサービスを自宅で受けるものと、通所や短期入所により受けるものがあります。また、福祉用具や住宅改修など費用が支払われるものもあります。
- 介護予防サービスは、要介護状態になることをできる限り防ぐ（発生を予防する）、あるいは状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的としています。
- 高齢者が在宅生活を継続できるよう、介護サービス事業者と連携して、引き続き居宅サービス及び介護予防サービスの普及を促進していきます。また、医療を必要とする要介護者の在宅療養支援の充実を図るため、訪問看護等の医療系サービスの基盤強化に努めています。
- 掲載する実績は介護保険事業状況報告に基づく各年度の平均実績値を、推計は国から提供された「地域包括ケア見える化システム」の将来推計機能を使用した推計値を、令和5（2023）年度についてはこれまでの実績を基にした見込み値を掲載しています。

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

【サービス概要】

訪問介護は、訪問介護員（ホームヘルパー）が要介護者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行うサービスです。

【利用見込みの方向性】

利用者数は増加傾向で、利用が拡大しています。今後も増加するものと見込み推計しました。

【サービスの利用実績と利用見込み】

令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 12 年度 (2030)	令和 22 年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
417	463	493	510	531	548	590	629

（単位：人/月）

② 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

【サービス概要】

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護は、自宅の浴槽での入浴が困難な要介護者に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者のご自宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行うサービスです。

【利用見込みの方向性】

訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護とともに、利用実績から一定の需要を見込み、推計しました。

【サービスの利用実績と利用見込み】

◆ 訪問入浴介護

令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 12 年度 (2030)	令和 22 年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
48	49	48	45	46	46	50	58

(単位：人/月)

◆ 介護予防訪問入浴介護

令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 12 年度 (2030)	令和 22 年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
0	0	0	0	0	0	0	0

(単位：人/月)

③ 訪問看護、介護予防訪問看護

【サービス概要】

訪問看護・介護予防訪問看護は、医師の指示に基づき、看護師等が要介護者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。

【利用見込みの方向性】

訪問看護の利用者数は増加傾向で、利用が拡大しています。介護予防訪問看護は、利用実績には波がありますが、どちらも今後、需要は高まるものと見込み、推計しました。

【サービスの利用実績と利用見込み】

◆ 訪問看護

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
298	340	355	371	379	391	424	455

(単位：人/月)

◆ 介護予防訪問看護

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
36	28	22	30	31	31	33	34

(単位：人/月)

④ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

【サービス概要】

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションは、医師の指示に基づき理学療法士や作業療法士等が要介護者のご自宅を訪問し、利用者的心身機能の維持回復及び日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うサービスです。

【利用見込みの方向性】

訪問リハビリテーションの利用者数は増加傾向で、利用が拡大しています。介護予防訪問リハビリテーションは、利用実績には波がありますが、どちらも今後、需要は高まるものと見込み、推計しました。

【サービスの利用実績と利用見込み】

◆ 訪問リハビリテーション

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
76	83	88	101	104	106	115	125

(単位：人/月)

◆ 介護予防訪問リハビリテーション

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
17	16	12	18	19	19	20	21

(単位：人/月)

⑤ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

【サービス概要】

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導は、在宅で療養していて、通院が困難な要介護者へ医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導、助言等を行うサービスで、ケアマネジャーに対して、ケアプランの作成に必要な情報提供も行います。

【利用見込みの方向性】

居宅療養管理指導の利用者数は増加傾向で、利用が拡大しています。介護予防居宅療養管理指導は、利用実績には波がありますが、どちらも今後、需要は高まるものと見込み、推計しました。

【サービスの利用実績と利用見込み】

◆ 居宅療養管理指導

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
403	425	461	490	510	526	566	612

(単位：人/月)

◆ 介護予防居宅療養管理指導

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
32	26	21	34	34	35	36	39

(単位：人/月)

⑥ 通所介護（デイサービス）

【サービス概要】

通所介護は、デイサービスセンター等において、要介護者に食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。

【利用見込みの方向性】

利用者数は増加傾向で、利用が拡大しています。ニーズが高いサービスであり、高齢者人口の増加に伴い利用者数は増えていくことが予測されます。引き続き事業者と連携し、ニーズに対応できるサービス量の確保に努めていきます。

【サービスの利用実績と利用見込み】

令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 12 年度 (2030)	令和 22 年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
351	383	402	427	445	455	493	523

(単位：人/月)

⑦ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

【サービス概要】

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションは、介護老人保健施設や診療所、病院において、要介護者に対して日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービスです。

【利用見込みの方向性】

利用者数は増加傾向で、利用が拡大しています。通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションとともに、今後も増加するものと見込み推計しました。

【サービスの利用実績と利用見込み】

◆ 通所リハビリテーション

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
173	190	197	212	218	225	243	259

(単位：人/月)

◆ 介護予防通所リハビリテーション

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
11	20	39	44	45	46	49	52

(単位：人/月)

⑧ 短期入所生活介護（ショートステイ）、介護予防短期入所生活介護

【サービス概要】

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等への短期間の入所により、要介護者に食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。

一定期間、介護から解放される利用者家族にとって、自分の時間を持つことができたり、介護負担の軽減を図ることができます。また、利用者家族の病気や冠婚葬祭、出張などで一時的に在宅介護が困難な時にも役に立ちます。

【利用見込みの方向性】

短期入所生活介護の利用実績は増加しています。利用者及び利用者家族にとって、在宅での生活を維持していくために必要なサービスであるため、利用者数の増加を予測し推計しました。介護予防短期入所生活介護については、過去の利用実績から見込んでいません。

【サービスの利用実績と利用見込み】

◆ 短期入所生活介護（ショートステイ）

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
70	78	88	93	97	98	107	115

（単位：人/月）

◆ 介護予防短期入所生活介護

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
1	1	0	0	0	0	0	0

（単位：人/月）

⑨ 短期入所療養介護（医療型ショートステイ）、介護予防短期入所療養介護

【サービス概要】

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護は、介護老人保健施設や診療所、病院などへの短期間の入所により、要介護者に医師や看護職員、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行うサービスです。一定期間、介護から解放される利用者家族にとって、自分の時間を持つことができたり、介護負担の軽減を図ることができます。また、利用者家族の病気や冠婚葬祭、出張などで一時的に在宅介護が困難な時にも役に立ちます。

【利用見込みの方向性】

利用実績は緩やかな増加となっています。在宅での生活を維持していくために必要なサービスであるため、利用実績に基づき、利用者数の増加を予測し推計しました。介護予防短期入所療養介護については、過去の利用実績から見込んでいません。

【サービスの利用実績と利用見込み】

◆ 短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 12 年度 (2030)	令和 22 年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
17	19	20	21	20	20	22	24

（単位：人/月）

◆ 介護予防短期入所療養介護

令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 12 年度 (2030)	令和 22 年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
0	0	0	0	0	0	0	0

（単位：人/月）

⑩ 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

【サービス概要】

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与は、要介護者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るためのサービスです。また在宅での介護を行っていくうえで福祉用具は重要な役割を担っています。

【利用見込みの方向性】

福祉用具貸与の利用者数は増加傾向で、利用が拡大しています。介護予防福祉用具貸与は、利用実績には波がありますが、どちらも今後、需要は高まるものと見込み、推計しました。

【サービスの利用実績と利用見込み】

◆ 福祉用具貸与

令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 12 年度 (2030)	令和 22 年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
692	774	829	856	897	918	993	1,063

(単位：人/月)

◆ 介護予防福祉用具貸与

令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 12 年度 (2030)	令和 22 年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
178	173	165	161	157	158	168	175

(単位：人/月)

⑪ 特定福祉用具購入費、特定介護予防福祉用具購入費

【サービス概要】

特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費は、要介護者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るためのサービスです。福祉用具の購入は、その用途が「貸与になじまないもの」である用具が対象となります。

【利用見込みの方向性】

特定福祉用具購入費、特定介護予防福祉用具購入費ともに、一定の需要を見込み、推計しました。

【サービスの利用実績と利用見込み】

◆ 特定福祉用具購入費

令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 12 年度 (2030)	令和 22 年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
13	16	11	12	12	12	12	13

(単位：人/月)

◆ 特定介護予防福祉用具購入費

令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 12 年度 (2030)	令和 22 年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
3	4	2	2	2	2	2	2

(単位：人/月)

⑫ 住宅改修費、介護予防住宅改修費

【サービス概要】

住宅改修費・介護予防住宅改修費は、在宅の要介護者が、住み慣れた自宅で生活が続けられるように、住宅の改修を行うサービスです。利用者だけではなく、周囲で支える家族の意見も踏まえて改修計画を立てていきます。

【利用見込みの方向性】

住宅改修費、介護予防住宅改修費ともに、一定の需要を見込み、推計しました。

【サービスの利用実績と利用見込み】

◆ 住宅改修費

令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 12 年度 (2030)	令和 22 年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
7	8	5	9	9	10	10	10

(単位：人/月)

◆ 介護予防住宅改修費

令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 12 年度 (2030)	令和 22 年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
2	2	1	2	2	2	2	2

(単位：人/月)

⑬ 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

【サービス概要】

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護は、介護保険の指定を受けた介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している要介護者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

【利用見込みの方向性】

市内施設の利用増や市外施設の利用により、特定施設入居者生活介護は増加を、介護予防特定施設入居者生活介護は横ばいを見込んでいます。

市内の特定施設入居者生活介護のサービス提供事業所数は、他地域に比べて多く、充足していることから、第9期計画期間中に新たな施設整備は見込んでいません。

【サービスの利用実績と利用見込み】

◆ 特定施設入居者生活介護

令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 12 年度 (2030)	令和 22 年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
84	87	97	102	106	108	117	125

(単位：人/月)

◆ 介護予防特定施設入居者生活介護

令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 12 年度 (2030)	令和 22 年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
12	10	9	9	9	9	9	10

(単位：人/月)

【令和5年度のサービスの箇所数及び定員数】

	箇所数	定員数
有料老人ホーム（介護付）	4 箇所 (3 箇所)	280 人 (199 人)
軽費老人ホーム（ケアハウス）	-	-
住宅型有料老人ホーム	-	-
サービス付き高齢者向け住宅	6 箇所 (4 箇所)	260 人 (209 人)

※（ ）は内数 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護で指定を受けている施設

⑭ 居宅介護支援、介護予防支援

【サービス概要】

居宅介護支援・介護予防支援は、要介護者が自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成したり、ケアプランに位置付けたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行うサービスです。

制度上「自宅（居宅）」とされる住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の利用者（入居者）も利用します。

【利用見込みの方向性】

高齢者人口の増加に伴い、居宅介護支援、介護予防支援ともに増加を見込んでいます。

【サービスの利用実績と利用見込み】

◆ 居宅介護支援

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
1,060	1,180	1,250	1,288	1,342	1,389	1,504	1,600

(単位：人/月)

◆ 介護予防支援

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
216	207	198	219	222	227	200	207

(単位：人/月)

(2) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスの見込み

- 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスは、要介護・要支援に認定された高齢者ができる限り住み慣れた自宅又は地域で生活ができるよう、区市町村がニーズに応じて提供するサービスとして定められたものです。本市が指定した地域密着型サービスを利用できるのは、原則として本市の被保険者のみです。
- 今後、ますます増加する認知症高齢者や一人暮らし高齢者等に対応するため、24時間365日在宅生活を支えることができるサービスの整備が必要となります。
- 第9期計画の策定にあたり、市内の居宅介護支援事業所へ、地域密着型サービスの利用者ニーズ等についてアンケート調査を行いました。アンケート調査結果から把握した利用者ニーズ及び近隣市の整備状況等を勘案しながら利用見込みを推計し、整備計画を策定しました。
- 一部サービスについては、近隣自治体（昭島市、青梅市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町）と協定を交わし、指定同意の事務手続きの簡素化を図るなど、利用者の円滑なサービス利用に努めます。
- 当市には整備されていない地域密着型サービスの利用の必要性がある場合には、事業所所在地の区市町村長の同意を得るよう努めるなど、引き続き、市としても可能な限り、利用者やご家族の意向に寄り添い、安心して在宅生活を送ることができるよう支援します。
- 国は、地域密着型サービスについて、事業者確保が困難な地域では、周辺市町村と連携し、既存施設の有効活用等を図ることにより、その地域の特性に応じたサービス提供体制の確保を行うことを想定しているとの指針を示しています。本市では、その指針を踏まえ、中長期的な人口動態や介護ニーズの見込みから、整備の必要性が高いサービスについて優先順位を検討したうえで、今後の整備の方向性について検討を行います。
- 掲載する実績は、介護保険事業状況報告に基づく本市の各年度の平均実績値を、推計は国から提供された「地域包括ケア見える化システム」の将来推計機能を使用して推計したものです。令和5（2023）年度についてはこれまでの実績を基にした見込み値を掲載しています。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【サービス概要】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的に又は密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。

一つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型」があります。

【利用見込みの方向性】

医療を必要とする要介護者等の在宅生活の継続を支えるサービスとして、今後一定の利用を見込んでいます。利用者ニーズ及び事業者の動向を見極めつつ、第9期計画期間中に、1箇所の整備を目指します。

【サービスの利用実績と利用見込み】

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計

(単位：人/月)

【サービスの整備計画】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
整備箇所数	-	-	-	1箇所	-	-

② 夜間対応型訪問介護

【サービス概要】

夜間対応型訪問介護は、夜間において、①定期的な巡回による訪問介護サービス、②利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、③利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを行います。

【利用見込みの方向性】

過去の利用実績から推計し、利用は見込んでいないため、整備の予定はありませんが、今後も利用者ニーズ及び事業者の動向の把握に努めます。

【サービスの利用実績と利用見込み】

令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 12 年度 (2030)	令和 22 年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
0	0	0	0	0	0	0	0

(単位：人/月)

【サービスの整備計画】

	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 12 年度 (2030)	令和 22 年度 (2040)
整備箇所数	-	-	-	-	-	-

③ 地域密着型通所介護

【サービス概要】

地域密着型通所介護は、日中、利用定員18人以下の小規模のデイサービスセンター等において、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。

【利用見込みの方向性】

利用者のニーズが高いサービスであり、利用者は増加傾向となっています。高齢者人口の増加に伴い、利用者数は引き続き増えていくことが予測されますので、適正なサービス量の確保に努めていきます。

【サービスの利用実績と利用見込み】

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
168	195	200	222	226	231	249	265

(単位：人/月)

【サービスの整備計画】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
整備箇所数 定員数	-	1箇所 18人	-	-	1箇所 18人	2箇所 36人

④ 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

【サービス概要】

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護は、通所の認知症利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練（リハビリテーション）等を行います。

【利用見込みの方向性】

現在、市内にはサービス提供事業所がありませんが、市内の居宅介護支援事業所へ行ったアンケート結果によると、潜在的な利用ニーズがあることが分かりました。

今後、増加が見込まれる認知症高齢者の在宅生活の継続を支えるサービスの一つとして、利用を見込んでいます。事業者の参入を促し、ニーズに対応できるサービス量の確保に努めていきます。

【サービスの利用実績と利用見込み】

◆ 認知症対応型通所介護

令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 12 年度 (2030)	令和 22 年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
1	1	1	11	15	16	25	43

（単位：人/月）

◆ 介護予防認知症対応型通所介護

令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 12 年度 (2030)	令和 22 年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
0	0	0	0	0	0	0	0

（単位：人/月）

【サービスの整備計画】

	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 12 年度 (2030)	令和 22 年度 (2040)
整備箇所数 定員数	-	1 箇所 12 人	-	-	1 箇所 12 人	1 箇所 12 人

⑤ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

【サービス概要】

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護は、要介護者の希望などに応じて、通いによるサービスを中心に訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練（リハビリテーション）を行います。

【利用見込みの方向性】

住み慣れた地域で包括的な支援が受けられるサービスとして一定の需要が見込まれることから、第9期計画期間中に、1箇所の整備を目指します。

【サービスの利用実績と利用見込み】

◆ 小規模多機能型居宅介護

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
2	1	0	0	0	0	0	0

（単位：人/月）

◆ 介護予防小規模多機能型居宅介護

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
1	1	1	1	1	1	1	1

（単位：人/月）

【サービスの整備計画】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
整備箇所数 定員数	-	-	-	1箇所 29人	-	-

⑥ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

【サービス概要】

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護とは、認知症高齢者グループホームのことと、認知症の利用者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行います。

少人数（5～9人）の家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅らせて、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指します。

【利用見込みの方向性】

令和3（2021）年度に、1事業所（2ユニット定員18人）が開所したことにより、利用者数は増加傾向にあります。第9期計画期間中に、新たな整備は見込んでいませんが、認知症高齢者が地域生活を継続するためのサービスとして、今後も利用者ニーズの把握に努めます。

【サービスの利用実績と利用見込み】

◆ 認知症対応型共同生活介護

令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 12 年度 (2030)	令和 22 年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
24	29	31	34	35	37	39	41

（単位：人/月）

◆ 介護予防認知症対応型共同生活介護

令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 12 年度 (2030)	令和 22 年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
0	0	0	0	0	0	0	0

（単位：人/月）

【サービスの整備計画】

	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 12 年度 (2030)	令和 22 年度 (2040)
整備箇所数 定員数	-	-	-	-	-	1 箇所 (9人)

⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

【サービス概要】

地域密着型特定施設入居者生活介護は、定員が29人以下の介護保険の指定を受けた介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している要介護者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

【利用見込みの方向性】

特定施設入居者生活介護事業所が充実していることから、整備は行わない方針です。

【サービスの利用実績と利用見込み】

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
0	0	0	0	0	0	0	0

(単位：人/月)

【サービスの整備計画】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
整備箇所数 定員数	-	-	-	-	-	-

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【サービス概要】

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。

【利用見込みの方向性】

広域型介護老人福祉施設（定員30人以上）が充実していることから、市内への施設整備は行わない方針です。

【サービスの利用実績と利用見込み】

令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 12 年度 (2030)	令和 22 年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
0	0	0	0	0	0	0	0

（単位：人/月）

【サービスの整備計画】

	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 12 年度 (2030)	令和 22 年度 (2040)
整備箇所数 定員数	-	-	-	-	-	-

⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

【サービス概要】

看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせて提供するサービスで、要介護度が高く、医療的なケアを必要とする人が、住み慣れた家や地域で安心して生活することが可能になります。

【利用見込みの方向性】

過去の利用実績から推計し、利用は見込んでいないため、第9期計画期間中に、整備の予定はありませんが、医療を必要とする要介護者等が、住み慣れた地域で包括的な支援が受けられるサービスとして、今後も利用者ニーズの把握に努めます。

【サービスの利用実績と利用見込み】

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
0	0	0	0	0	0	0	0

(単位：人/月)

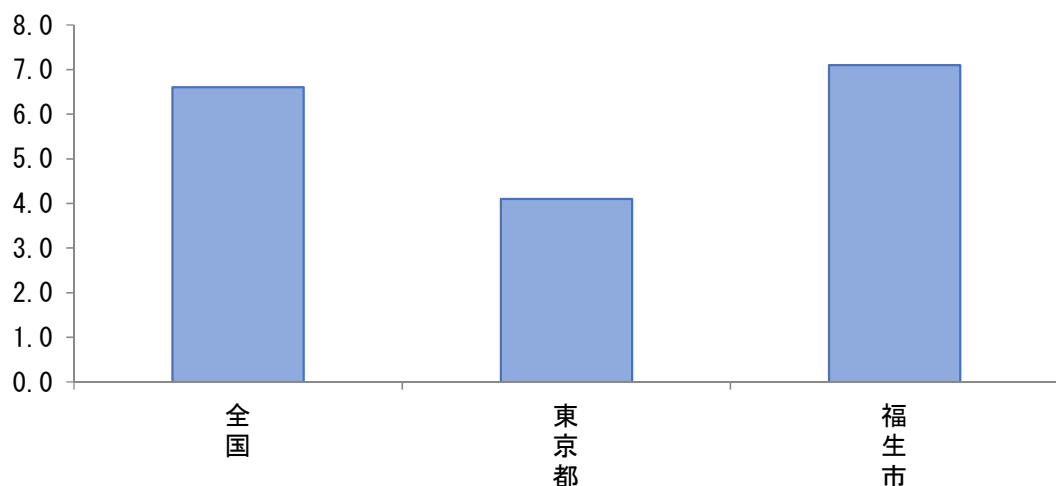
【サービスの整備計画】

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
整備箇所数 定員数	-	-	-	-	-	-

(3) 施設サービスの利用見込み

- 要介護1～5の認定者は、介護保険施設に入所し、介護や看護、リハビリテーション、療養などのサービスを受けることができます。
- 本市は全国や東京都と比較して、施設サービス基盤の充足が図られており、また有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等のサービスを利用できる住まいも充足していることから、施設サービスについては、第9期計画期間中に新たな整備は行わない方針です。
- 掲載する実績は介護保険事業状況報告に基づく各年度の平均実績値を、推計は国から提供された「地域包括ケア見える化システム」の将来推計機能を使用した推計値を、令和5（2023）年度についてはこれまでの実績を基にした見込み値を掲載しています。

【介護老人福祉施設事業所数[人口10万対]】



(時点) 令和3年(2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険総合データベース」および総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

【サービス概要】

介護老人福祉施設は、寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい要介護者のための施設です。入所により、入浴・排せつ・食事などの介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話などが受けられます。

【利用見込みの方向性】

利用実績は増加傾向となっています。市内の特別養護老人ホームの整備数が他地域に比べて多く、充足していることから、計画期間中の新たな施設整備予定はありませんが、市内施設の市民利用の増や市外施設の利用を見込んでいます。

なお、令和5年4月に「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」が一部改正され、要介護1又は2の方の特例入所の運用については、介護老人福祉施設が在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化されている趣旨等や地域における実情を踏まえ、各市町村において、必要と認める事情があればそれも考慮した適切な運用を図ることが重要であると示されたことも含め、利用者数を見込みました。

【サービスの利用実績と利用見込み】

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
348	360	381	438	461	478	510	555

（単位：人/月）

【令和5年度のサービスの箇所数及び定員数】

	箇所数	定員数
介護老人福祉施設	4箇所	455人

② 介護老人保健施設

【サービス概要】

介護老人保健施設は、要介護者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設です。

利用者の状態に合わせた施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、医学的管理のもとで、看護、リハビリテーション、食事・入浴・排せつといった日常生活上の介護などを併せて受けることができます。

【利用見込みの方向性】

利用実績は増加傾向となっています。介護老人保健施設については、計画期間中の新たな施設整備予定はありませんが、市内施設の市民利用の増や市外施設の利用を見込んでいます。

【サービスの利用実績と利用見込み】

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
164	149	166	190	194	196	205	222

(単位：人/月)

【令和5年度のサービスの箇所数及び定員数】

	箇所数	定員数
介護老人保健施設	1 箇所	100 人

③ 介護医療院

【サービス概要】

介護医療院は、今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れや看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。要介護者に対し、長期療養のための医療と日常生活上の世話（介護）を一体的に提供します。

【利用見込みの方向性】

介護療養型医療施設が令和5（2023）年度末に廃止のため、転換分を見込み、推計しました。

【サービスの利用実績と利用見込み】

令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 12 年度 (2030)	令和 22 年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
11	19	26	30	30	30	33	34

（単位：人/月）

【令和5年度のサービスの箇所数及び定員数】

	箇所数	定員数
介護医療院	-	-

(4) 地域支援事業の利用見込み

① 介護予防・生活支援サービス事業

国の基準による訪問型・通所型サービスに加え、国の基準を緩和した訪問型サービスを、市独自のサービス単価を設定して提供していきます。

また、要支援者等の多様な生活支援ニーズに対応できるよう、地域や関係機関との連携による市独自のサービスの内容、基準及び単価等について検討し、住民主体の介護予防・生活支援サービスの体制整備等を図ります。

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、自立支援に資する生活支援を提供します。
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを実施します。

【サービスの利用実績と利用見込み】

◆ 訪問型サービス

令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 12年度 (2030)	令和 22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
138	127	114	117	120	123	126	129

(単位：人/月)

◆ 通所型サービス

令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 12年度 (2030)	令和 22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
172	170	171	176	181	186	191	196

(単位：人/月)

◆ 短期集中通所型サービス

令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 12年度 (2030)	令和 22年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
-	4	10	10	10	10	15	15

(単位：人/月)

(資料：事務報告書 各年度の給付件数より)

② 包括的支援事業

委託型地域包括支援センターの運営として、「介護予防ケアマネジメント事業」、「総合相談支援・権利擁護事業」、「包括的・継続的マネジメント事業に取り組みます。「認知症施策の推進」、「在宅医療・介護連携の推進」、「生活支援体制の整備」等は関係機関と連携しながら進めています。

介護予防ケアマネジメント事業

自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標とし、必要に応じて次のようなプロセスにより事業を実施します。地域包括支援センターにおいて要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態やおかれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようにケアプランを作成します。地域包括支援センターでは、介護報酬を財源とし、介護予防給付に関するマネジメント業務も併せて実施します。

- ・一次アセスメント（対象者の把握）
- ・介護予防ケアプランの作成
- ・サービスの提供後の再アセスメント
- ・介護予防プランのモニタリング及び評価

【ケアプラン作成件数】

令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 12 年度 (2030)	令和 22 年度 (2040)
実績	実績	見込み	推計	推計	推計	推計	推計
363	374	385	395	410	420	480	680

(単位：件/月)

(資料：事務報告書 各年度月当たり平均件数より)

4 第Ⅰ号被保険者（65歳以上）介護保険料の見込み

(Ⅰ) 介護保険事業の対象者

① 高齢者人口の見込み

人口推計結果によると、総人口の減少が続く一方、高齢者人口は増加の一途をたどり、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、令和22（2040）年度には33.3%に達すると予測されています。

特に、介護が必要な状態につながりやすい75歳以上の後期高齢者の人口が急速に増加しており、介護サービスの見込みに大きく影響すると見られています。

【福生市の高齢者人口の推計】

区分	第8期			令和 12年度 (2030)	令和 22年度 (2040)
	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)		
人口（人）	56,157	55,766	55,352	53,568	48,450
高齢者人口（人）	15,462	15,485	15,533	15,655	16,158
高齢化率（%）	27.5	27.8	28.1	29.2	33.3
65～69歳（人）	3,457	3,442	3,419	3,566	3,904
70～74歳（人）	3,653	3,481	3,377	3,179	3,631
前期高齢者人口（人）	7,110	6,923	6,796	6,745	7,535
前期高齢化率（%）	12.7	12.4	12.3	12.6	15.6
75～79歳（人）	3,177	3,336	3,546	3,097	2,943
80～84歳（人）	2,579	2,558	2,429	2,787	2,353
85歳以上（人）	2,596	2,668	2,762	3,026	3,327
後期高齢者人口（人）	8,352	8,562	8,737	8,910	8,623
後期高齢化率（%）	14.9	15.4	15.8	16.6	17.8
40～64歳人口（人）	19,373	19,222	18,977	18,152	15,095
対人口比率（%）	34.5	34.5	34.3	33.9	31.2
都・高齢化率（%）	-	23.6	-	24.7	29.0
国・高齢化率（%）	29.4	29.6	29.8	30.8	34.8

※市の人口は、福生市人口ビジョンより

※都・国の高齢化率は、「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

② 要介護・要支援認定者数の見込み

要介護（要支援）新規申請者の数は、新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な減はあったものの、基本的に増加の傾向にあります。

また新規認定者の年齢別分布では、国や都と比べ65～74歳までの前期高齢者の割合が多い傾向があり、認定者の平均年齢は81.1歳となっています。

【要介護・要支援新規申請者数の推移】

区分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年 9月末 (2023)
要支援1	76人	70人	89人	78人	57人
要支援2	89人	80人	104人	79人	37人
要介護1	163人	165人	177人	191人	82人
要介護2	82人	83人	94人	84人	52人
要介護3	53人	50人	75人	76人	32人
要介護4	68人	59人	61人	77人	37人
要介護5	37人	37人	30人	45人	22人
却下取下げ等	33人	33人	24人	29人	15人
新規申請者数	601人	577人	654人	659人	334人

【要介護・要支援新規認定者の年齢別分布（令和3年度）】

区分	全国	東京都	福生市
65-69歳	5.9%	6.1%	7.2%
70-74歳	12.9%	13.3%	13.9%
75-79歳	18.4%	19.2%	18.6%
80-84歳	26.4%	26.6%	25.5%
85-89歳	23.8%	23.7%	22.4%
90歳以上	12.7%	11.1%	12.4%

【要介護・要支援新規認定者の平均年齢（令和3年度）】

区分	全国	東京都	福生市
新規認定者の 平均年齢	81.5歳	81.2歳	81.1歳

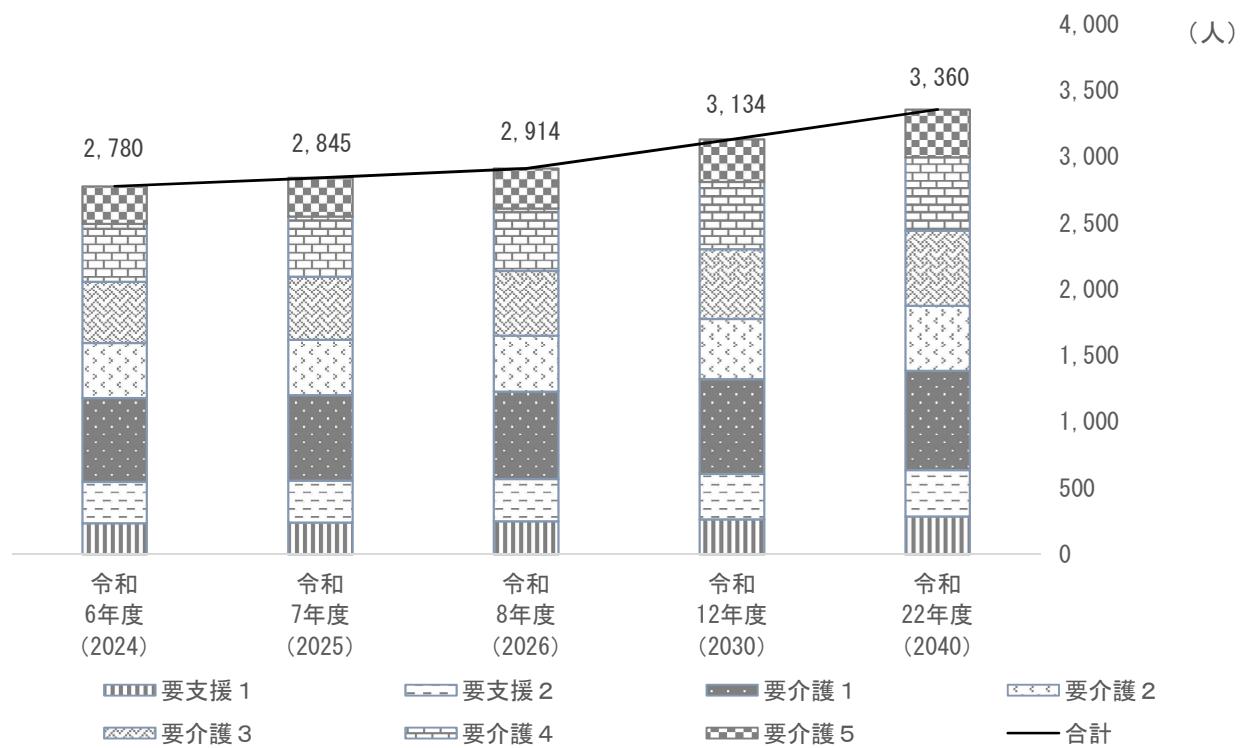
介護サービスの対象となる要介護（要支援）認定者数は、今後も一貫して増加傾向で推移していくものと見込まれます。

【第Ⅰ号被保険者 要介護・要支援認定者数の推計】

	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 12年度 (2030)	令和 22年度 (2040)
要支援1	235人	241人	250人	264人	285人
要支援2	312人	316人	320人	344人	352人
要介護1	633人	645人	660人	715人	748人
要介護2	417人	418人	423人	456人	492人
要介護3	462人	478人	487人	527人	568人
要介護4	438人	454人	473人	507人	553人
要介護5	283人	293人	301人	321人	362人
合計	2,780人	2,845人	2,914人	3,134人	3,360人

(見える化システムより)

【第Ⅰ号被保険者 要介護・要支援認定者数の推計】



③ サービス受給率の見込み

在宅サービス、施設・居住系サービスともに第Ⅰ号被保険者数に対する利用者数の割合は増加傾向が見込まれています。

【サービス種別ごとの受給率の実績と推計】

	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
在宅サービス受給率	8.3%	9.0%	9.3%	9.6%	9.9%	10.1%
施設・居住系サービス受給率	4.2%	4.2%	4.6%	5.1%	5.3%	5.4%

(見える化システムより)

- ・在宅サービス受給率＝在宅サービス利用者数÷第Ⅰ号被保険者数
- ・施設・居住系サービス受給率＝施設・居住系サービス利用者数÷第Ⅰ号被保険者数

(2) 介護給付費見込み額

①介護サービス等給付費見込み

【居宅サービス給付費の見込み】

居宅サービス	第8期			令和 12 年度 (2027)	令和 22 年度 (2040)
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)		
訪問介護					
訪問入浴介護					
訪問看護					
訪問リハビリテーション					
居宅療養管理指導					
通所介護					
通所リハビリテーション				算定中	
短期入所生活介護					
短期入所療養介護					
福祉用具貸与					
特定福祉用具販売					
住宅改修費					
特定施設入居者生活介護					

【地域密着型サービス給付費の見込み】

地域密着型サービス	第8期			令和 12 年度 (2027)	令和 22 年度 (2040)
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)		
定期巡回・随時 対応型訪問介護看護					
夜間対応型訪問介護					
地域密着型通所介護					
認知症対応型通所介護					
小規模多機能型 居宅介護				算定中	
認知症対応型 共同生活介護					
地域密着型特定施設入 居者生活介護					
地域密着型介護老人福 祉施設入居者生活介護					
看護小規模					
多機能型居宅介護					

【居宅介護支援給付費の見込み】

居宅介護支援	第8期			令和 12 年度 (2027)	令和 22 年度 (2040)
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)		
居宅介護支援				算定中	

【施設サービス給付費の見込み】

施設サービス	第8期			令和 12 年度 (2027)	令和 22 年度 (2040)
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)		
介護老人福祉施設					
介護老人保健施設			算定中		
介護医療院					

②介護予防サービス等給付費見込み

【介護予防サービス給付費の見込み】

介護予防サービス	第8期			令和 12 年度 (2027)	令和 22 年度 (2040)
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)		
算定中					

【地域密着型介護予防サービス給付費の見込み】

地域密着型サービス	第8期			令和 12 年度 (2027)	令和 22 年度 (2040)
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)		
介護予防 認知症対応型通所介護					
介護予防小規模 多機能型居宅介護				算定中	
介護予防認知症対応型 共同生活介護					

【介護予防支援給付費の見込み】

居宅介護支援	第8期			令和 12 年度 (2027)	令和 22 年度 (2040)
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)		
介護予防支援				算定中	

③総給付費の見込み

【総給付費の見込み】

(単位 : 千円)

総給付費	第8期			令和 12 年度 (2027)	令和 22 年度 (2040)
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)		
在宅サービス					
居住系サービス				算定中	
施設サービス					

④標準給付費の見込み

【標準給付費の見込み】

(単位 : 千円)

総給付費	第8期			令和 12 年度 (2027)	令和 22 年度 (2040)
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)		
総給付費					
特定入所者介護サービス費等給付額					
高額介護サービス費等給付額				算定中	
高額医療合算介護サービス費等給付額					
算定対象審査支払手数料					

⑤地域支援事業費の見込み

【地域支援事業費の見込み】

(単位 : 千円)

総給付費	第8期			令和 12 年度 (2027)	令和 22 年度 (2040)
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)		
介護予防・日常生活支援総合事業					
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業				算定中	
包括的支援事業(社会保障充実分)					

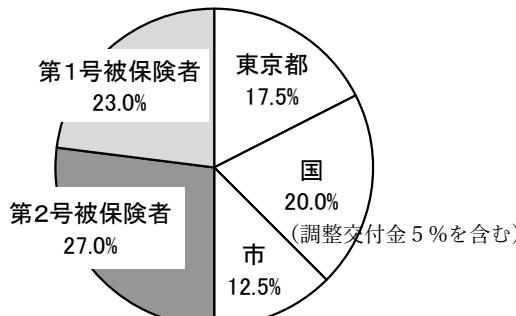
(3) 財源構成

第9期事業計画期間の第1号被保険者負担割合は、第8期事業計画期間と同様の23%で設定されます。

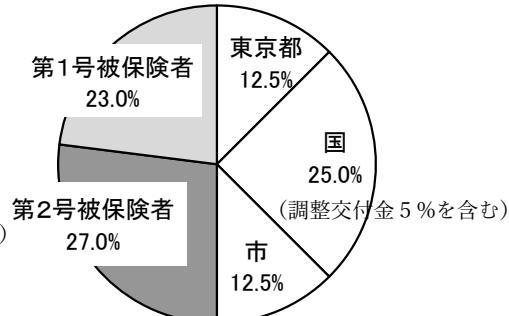
第9期事業計画の財源構成

【施設等分】

保
險
給
付
費

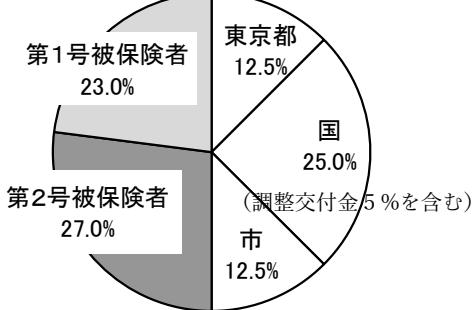


【その他分】

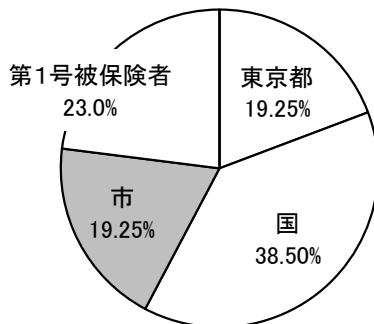


【介護予防・日常生活支援総合事業】

地
域
支
援
事
業
費



【左記以外】



※第1号被保険者は65歳以上の方

※第2号被保険者は40歳以上65歳未満の方

(4) 保険料算定の流れ

介護保険料の設定に当たっては、第9期事業計画期間中のサービス見込量と第1号被保険者数に応じたものになります。介護保険料の算定は、次のような流れで行いました。

算定中

(5) 所得段階と介護保険料の設定

第Ⅰ号被保険者の介護保険料の段階は、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料設定を行うため、国の標準段階（●段階）をさらに多段階化し、第8期に引き続き、●段階としました。

所得段階別の被保険者数と保険料額は次のように見込まれます。

算定中

【第9期所得段階別保険料】

所得段階	対象となる方	保険料率	月額 (円)	年額 (円)
------	--------	------	-----------	-----------

算定中

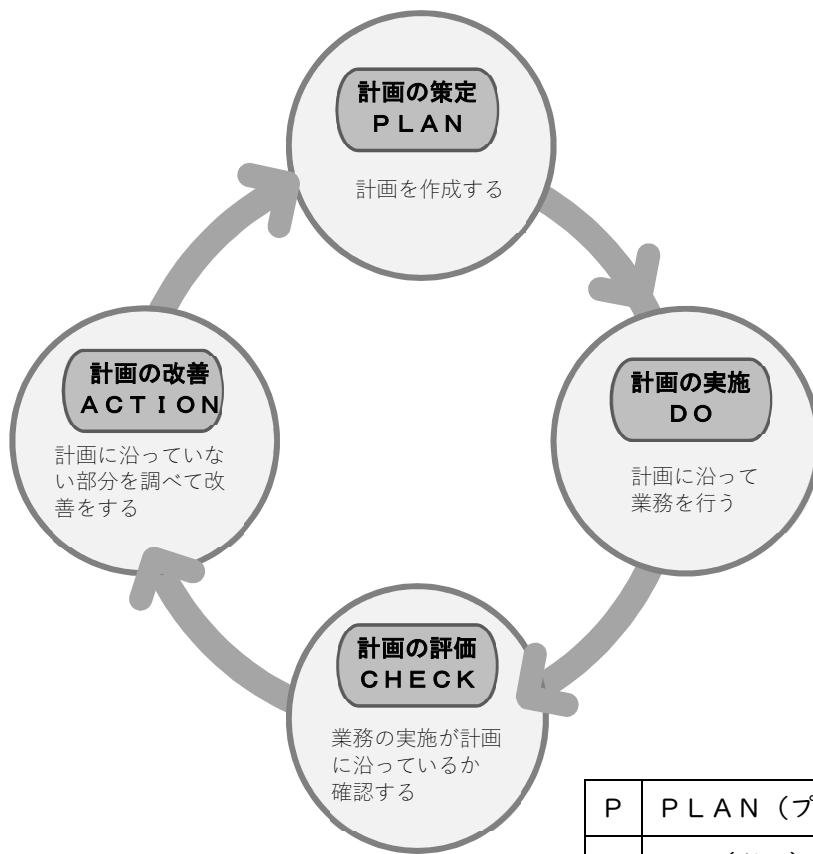
第4章 計画の総合的な推進体制と進行管理

I 計画推進の体制

本計画を効果的・効率的に推進していくため、福祉・保険・医療分野を中心に全庁的な協力体制を確保しつつ、市民、事業者との連携・協働のもと、全力で取組を進めます。

2 計画の進行管理

本計画の円滑・着実な実行のために、毎年、「福生市地域福祉推進委員会」へ進捗状況を報告して意見をいただくとともに、計画全体の進行管理や評価を適切に行い、その結果を次期計画に反映して、施策等の一層の充実に努めていきます。



P	PLAN (プラン)	具体的な施策など
D	DO (ドゥ)	実行
C	CHECK (チェック)	点検・評価
A	ACTION (アクション)	改善

第3部 資料

I 用語解説

【あ行】

■アセスメント

ケアマネジメントの一連の流れの中で行う課題の分析から支援方針の決定までのこと。対象者の主観的な情報と客観的な情報等を収集し、理論的に課題を分析し支援方針を決定する。

【か行】

■介護

身体又は精神の障害があり、日常生活動作に支障がある人に対し、食事、入浴、排せつ等の生活に必要な基本的動作を介助し、その他身体面において日常生活の全般を支え、助けること。介護保険制度では、要介護者等の心身の状態に応じて必要とされる広範囲な内容の介護サービスが提供される。

■介護医療院

令和5(2023)年度末で廃止された「介護療養型医療施設」に代わり、長期的な医療と介護の両方を必要とする高齢者を対象に、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能を提供できる施設

■介護サポーター事業

介護サポーターとして登録申請した高齢者に、市内の介護保険施設等でサポーター活動を行った実績に応じてポイントを付与し、換金、交付する事業。年間最大5,000円の交付金が受けられる。

■ケアプラン（介護サービス計画）

市町村から認定を受けた要介護者等が介護サービスを利用する際、個人ごとに作成されるサービス計画の総称。居宅サービス計画と施設サービス計画に区分され、サービス利用者や家族からの相談に応じ、介護方針やサービス内容が決められ、この計画に基づき介護サービスが提供される。

■ケアマネジャー（介護支援専門員）

要介護者等からの相談に応じ、本人や家族等の希望、心身の状態から適切な介護サービスが利用できるよう、ケアプランの作成、介護サービス事業者との連絡調整、介護保険施設への紹介などを行う。

■介護保険施設

介護保険法に規定されている介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3種類の施設をいう。

介護療養型医療施設は廃止され、令和5(2023)年度末まで「介護医療院」へ転換される。

■介護予防ケアマネジメント

介護保険の要介護認定において要支援者（要支援1、要支援2）に認定された方または総合事業対象者の方に対して、介護予防及び生活支援を目的として、個々の状態に応じた適切なサービスが包括的に提供されるようにマネジメントを行うもの。

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

在宅介護が困難で常時介護を必要とする要介護者を対象に食事、入浴、排せつ等の日常生活の介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話等の介護サービスを提供する施設

■介護老人保健施設

病状が安定期にあり、リハビリテーションを中心とした介護を必要とする要介護者を対象に看護、医学的管理の下での介護、機能訓練、その他必要な医療サービス等の介護サービスを提供する施設

■居宅介護支援（ケアマネジメント）

在宅の要介護者等が介護サービス、その他の介護保険外の福祉・保健サービスを適切に利用できるよう、要介護者等から依頼を受けた居宅介護支援事業所が行う介護サービス計画（ケアプラン）の作成、介護サービス事業者との連絡調整、介護保険施設への紹介などを行うサービス

■ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことです。

【さ行】

■サービス付き高齢者向け住宅

平成23年4月の「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」の改正により創設された、民間事業者などによって運営され、都道府県単位で認可・登録された賃貸住宅。バリアフリー対応の賃貸住宅において、高齢者が、安否確認や生活相談などのサービスを受けられる。

■社会福祉協議会

地域福祉推進のため、全国、都道府県、市町村ごとに、住民や地域の関係機関によって組織された民間福祉団体。具体的な事業としては、福祉に関する事業を進めるまでの調査、企画、連絡、調整、助成、普及、宣伝、福祉関連事業・介護関連事業等を行う。

■生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進する上で、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人材のこと。特定の資格要件はないが、地域における助け合いや生活支援・介護予防サービスの提供実績のある人又は中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる人が担うこととされている。

■成年後見制度

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等、判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を代理権や同意権が付与された成年後見人等が行う制度。家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」と本人の判断能力が十分なうちに後見受任者と契約を結ぶ「任意後見」があり、「法定後見」には判断能力の程度に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3類型がある。

■前期高齢者・後期高齢者

65歳～74歳の高齢者を「前期高齢者」とし、75歳以上の高齢者を「後期高齢者」として区分している。

【た行】

■第Ⅰ号被保険者

市町村の区域内に住所を有する65歳以上の人。介護を必要とする状態になった場合、市町村の認定を経て介護サービスが受けられる。ただし、他市町村の介護保険施設等へ入所するため住所を異動した人は、介護保険法の住所地特例により、前住所地市町村の被保険者とされる。

■第2号被保険者

市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者。初老期の認知症や脳血管疾患、骨粗しょう症による骨折等、制度上定められる特定疾病（16種類）により要介護状態や要支援状態になった場合、市町村の認定を経て介護サービスが受けられる。第2号被保険者の保険料は市町村では徴収せず、加入する医療保険者が介護保険料を徴収する。

■地域支援事業

被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が行う事業。

■権利擁護事業

利用者本人が社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの利用援助（情報提供、助言、手続きの援助など）や日常的な金銭管理などのサービスを受けることができる制度。「成年後見制度」の補完的な性格を持つ。

■地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した生活を送ることができるよう、地域において医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を切れ目なく一体的に提供する体制のこと。

■地域包括支援センター

地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な支援を行う、地域の高齢者や介護をしている家族の総合的な相談・支援の拠点で、地域包括ケアシステムの構築において中核的機能を果たす機関

■地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されるサービス類型で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模介護専用型有料老人ホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養ホーム）、地域密着型通所介護の9種類となっている。

利用者は、原則として当該市町村の被保険者に限られる。介護サービス事業者の指定権限は、保険者（市町村）が有し、一定の範囲内で指定基準及び報酬の変更を行うこともできる。

【な行】

■認知症

「脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態」をいうものと定義されている。

■認知症アウトリーチチーム

認知症疾患医療センターに配置される、認知症専門医1人以上を含む3人以上のチーム。認知症支援コーディネーター等からの依頼により同行訪問してアセスメントを実施し、必要な場合は医療機関の受診を促すとともに、医療的見地からの助言を行う。

■認知症カフェ

認知症の方とその家族、地域住民、また認知症に関心のある方々がカフェのように気楽に立ち寄り、情報交換や相談ができる集いの場

■認知症ケアパス

認知症の人の生活機能障害の進行に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか、具体的な機関名やケア内容等を、あらかじめ認知症の人とその家族に提示できるようにしたもの。

■認知症サポーター

認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援するボランティアのこと。認知症サポーターになるには、養成講座を受講する必要がある。

■認知症支援コーディネーター

医療・介護従事者と連携して認知症の疑いのある人を把握・訪問し、状態に応じて適切な医療・介護サービスにつなげる等の取組を行う人材のこと。保健師、看護師等の医療関係職が担うこととされている。

■認知症初期スクリーニング

医師以外の保健医療福祉関係者の使用を前提に考案された簡便な知的機能検査などを用いて、認知症の疑いのある対象者を選別すること。

【は行】

■訪問介護員（ホームヘルパー）

訪問介護サービスの担い手。要介護者等の家庭を訪問し、身体の介護（食事・入浴・排せつ・衣類着脱等の介護、身体の清拭・洗髪、通院の介助）、家事（調理、衣類の整理・補修、住居等の清掃・整理整頓、生活必需品の買い物、関係機関等との連絡）、相談、助言等を行う。

■保険者（介護保険）

介護保険制度における保険者は、地域住民にとって最も身近な行政主体である市町村（特別区を含む）と規定されている。保険者としての役割には、被保険者の資格管理、要介護認定、保険給付、サービス基盤整備を推進するための市町村介護保険事業計画の策定、第1号被保険者保険料の決定・徴収、介護保険特別会計の設置・運営、介護保険給付の適正化等がある。

■保険料（第1号被保険者保険料）

3年を単位とする事業運営期間における標準給付費見込額（3年間の介護給付費見込額の合計）のうち第1号被保険者負担分（23%）に、調整交付金見込額を加味した保険料収納必要額を、予定保険料収納率、所得段階別加入割合補正後被保険者数（ともに3年間の合計）で除した数値。これを12（月）で除したのが保険料基準額（月額）

【ま行】

■モニタリング

提供されるサービスがケアプラン等の計画に沿い、利用者の状態や要望にうまく対応できているかどうかをチェックすること。

【や行】

■有料老人ホーム

原則として 60 歳以上の高齢者が常時 10 人以上入居し、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する民間の施設。介護保険制度では、特定施設サービス計画に基づき、食事、入浴、排せつ等の介護、生活に関する相談、助言、機能訓練等を内容とする特定施設入居者生活介護を受けることができる。

■予防給付

要支援 1、要支援 2 の方で、改善の可能性の高い人を対象とするサービス

【ら行】

■レスパイト

高齢者などを在宅で介護している家族の精神的疲労を軽減するため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらうための、ショートステイや自宅への介護人派遣といったサービスのこと。

